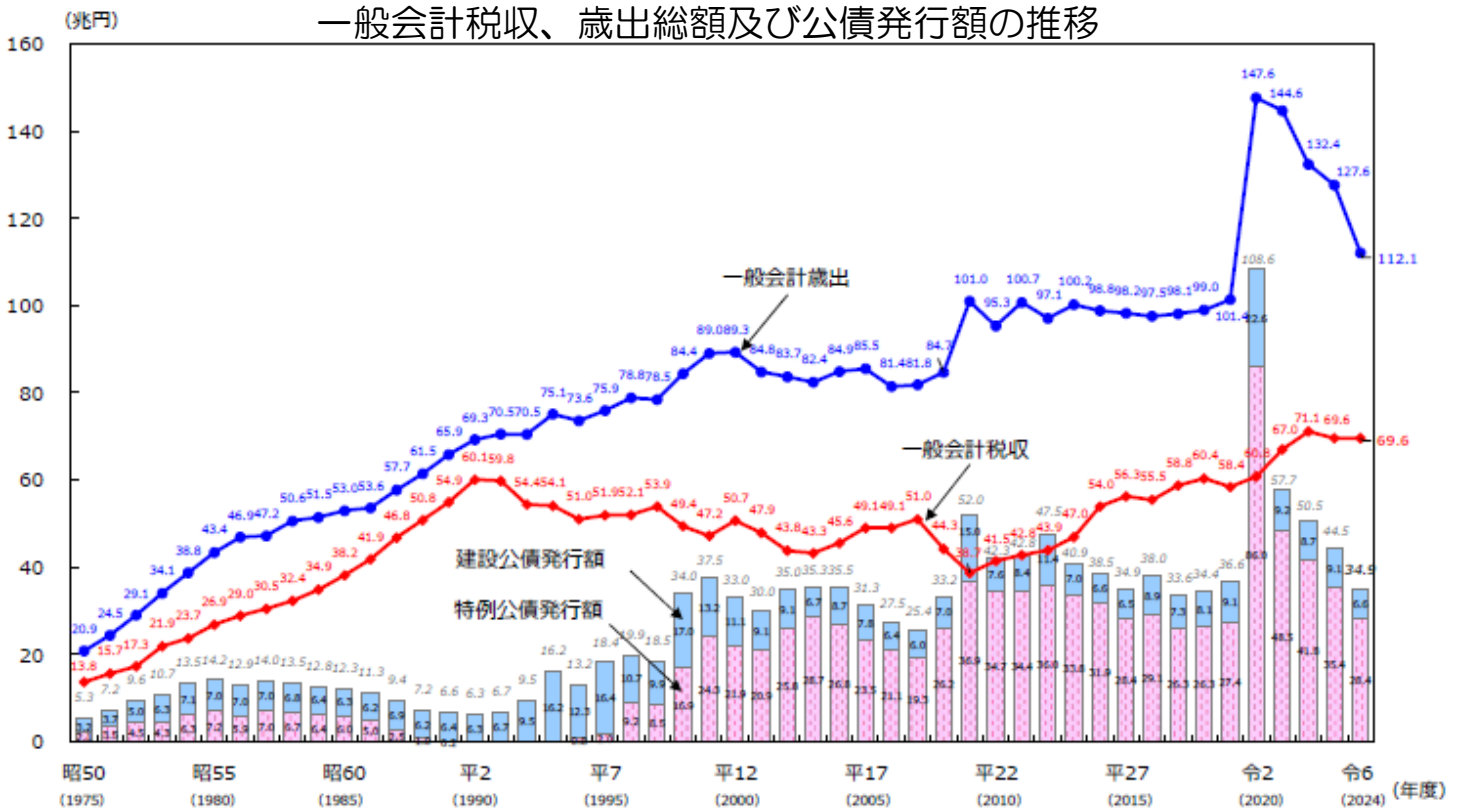


令和6年度予算政府案



出典:財務省「我が国の財政事情(令和6年度予算政府案)」

令和6年度予算政府案の概要とポイント

予算編成の基本方針、予算のポイント、特徴
令和6年度税制改正の概要(地方税)

各府省の主な取組

各府省の令和6年度予算のポイントに記載された主な取組

団体からの要望等

地方六団体による政府への要望

市会ジャーナル 令和6年度予算政府案

第1部 令和6年度予算政府案の概要とポイント	1
1 令和6年度予算編成の基本方針(令和5年12月8日閣議決定)	1
2 令和6年度予算のポイント	4
3 令和6年度税制改正の概要(地方税)	8
第2部 各府省の主な取組	13
1 内閣府	13
2 総務省	16
3 法務省	18
4 文部科学省	19
5 厚生労働省(こども家庭庁含む)	25
6 農林水産省	36
7 経済産業省	40
8 国土交通省	43
9 環境省	49
第3部 団体からの要望等	52
1 令和6年度予算編成及び地方財政対策について (令和5年12月18日 地方六団体)	52
2 令和6年度地方財政対策等についての共同声明 (令和5年12月22日 地方六団体)	76

【参考】 内閣府 「令和6年度予算編成の基本方針」

<https://www5.cao.go.jp/keizai1/yokihoushin/yokihoushin.html>

財務省 「令和6年度予算のポイント」

https://www.mof.go.jp/policy/budget/budger_workflow/budget/fy2024/seifuan2024/index.html

総務省 「令和6年度税制改正の概要(地方税)」

https://www.mof.go.jp/policy/budget/budger_workflow/budget/fy2024/seifuan2024/index.html

内閣府 「令和6年度予算(案)の概要」

<https://www.cao.go.jp/yosan/yosan.html>

総務省 「令和6年度 総務省所管予算概算要求の概要」

https://www.soumu.go.jp/menu_yosan/yosan.html

法務省 「令和6年度予算案」

https://www.moj.go.jp/kaikei/bunsho/kaikei02_00127.html

文部科学省 「令和6年度予算(案)のポイント」

https://www.mext.go.jp/a_menu/yosan/r01/1420672_00009.htm

厚生労働省 「令和6年度厚生労働省予算案の概要」

<https://www.mhlw.go.jp/wp/yosan/yosan/24syokanyosan/index.html>

農林水産省 「令和6年度農林水産関係予算概算決定の重点事項」

<https://www.maff.go.jp/j/budget/r6kettei.html>

経済産業省 「経済産業省関係 令和5年度補正予算・令和6年度当初予算案の概要」

https://www.meti.go.jp/main/yosan/yosan_fy2024/index.html

国土交通省 「令和6年度予算決定の概要」

https://www.mlit.go.jp/page/kanbo05_hy_003148.html

環境省 「令和6年度環境省重点施策」

<https://www.env.go.jp/guide/budget/r06/juten.html>

全国市議会議長会 「令和6年度予算編成及び地方財政対策について」

<https://www.si-gichokai.jp/request/request-6dantai/index.html>

全国市議会議長会 「令和6年度地方財政対策についての共同声明」

https://www.si-gichokai.jp/news/info/r05/1206502_3125.html

第1部 令和6年度予算政府案の概要とポイント

1 令和6年度予算編成の基本方針 (令和5年12月8日閣議決定)

1. 基本的考え方

- ① 我が国経済は、コロナ禍の3年間を乗り越え、改善しつつある。30年ぶりとなる高水準の賃上げや企業の高い投資意欲など、経済の先行きには前向きな動きが見られており、デフレから脱却できる千載一遇のチャンスを迎えている。
他方、賃金上昇は物価上昇に追い付いておらず、個人消費は依然力強さを欠いている。これを放置すれば、再びデフレに戻るリスクがあり、また、潜在成長率が0%台半ばの低い水準で推移しているという課題もある。
- ② こうした中、政府は、「デフレ完全脱却のための総合経済対策」(令和5年11月2日閣議決定)を策定した。この対策は、デフレ脱却のための一時的な措置として国民の可処分所得を下支えするとともに、構造的賃上げに向けた供給力の強化を図るものである。
3年程度の「変革期間」を視野に入れ、我が国経済を熱量あふれる新たなステージへと移行させるためのスタートダッシュと位置付けられている。
- ③ 今後の経済財政運営に当たっては、まず、この対策を速やかに実行し、政策効果を国民一人一人、全国津々浦々に届け、デフレから完全脱却するとともに、「新しい資本主義」の旗印の下、社会課題の解決に向けた取組それ自体を成長のエンジンに変えることで、民需主導の持続的な成長、そして、「成長と分配の好循環」の実現を目指す。
人口減少を乗り越え、変化を力にする社会変革を起動・推進する中で、包摂社会の実現に取り組むとともに、国民の安全・安心の確保に万全を期し、経済社会の持続可能性を担保することを目指す。
- ④ 持続的で構造的な賃上げの実現を目指し、引き続き、リ・スキリングによる能力向上の支援など、三位一体の労働市場改革、地域の中堅・中小企業、小規模事業者を含め、賃上げに向けた環境整備を進める。中小企業等の価格転嫁の円滑化、資金繰り、経営改善・再生等の支援を行う。
供給力の強化に向けて、科学技術の振興及びイノベーションの促進、グリーントランスフォーメーション(GX)、デジタルトランスフォーメーション(DX)、半導体・AI等の分野での国内投資の促進、海洋や宇宙等のフロンティアの開拓、スタートアップへの支援等に取り組む。

- ⑤ 若者・子育て世代の所得向上に全力で取り組む。全てのこども・子育て世帯を対象とする支援の拡充など、「こども未来戦略方針」(令和5年6月13日閣議決定)で示された「こども・子育て支援加速化プラン」を推進し、少子化対策・こども政策を抜本的に強化する。

多様性が尊重され、全ての人々が力を発揮できる包摂社会の実現を目指し、全世代型社会保障の構築、女性活躍の推進、高齢者活躍の推進、認知症施策、障害者の社会参加や地域移行の推進、就職氷河期世代への支援、孤独・孤立対策等に取り組む。

- ⑥ 令和6年度の診療報酬・介護報酬・障害福祉サービス等報酬の同時改定においては、物価高騰・賃金上昇、経営の状況、支え手が減少する中での人材確保の必要性、患者・利用者負担・保険料負担への影響を踏まえ、患者・利用者が必要なサービスが受けられるよう、必要な対応を行う。

- ⑦ 「デジタル田園都市国家構想総合戦略」(令和4年12月23日閣議決定)に基づき、デジタル技術の活用によって、「全国どこでも誰もが便利で快適に暮らせる社会」の実現を目指すとともに、地方活性化に向けた基盤づくりを推進し、地方創生につなげる。

アナログを前提とした行財政の仕組みを全面的に改革する「デジタル行財政改革」を起動・推進する。人口減少の下でも、従来以上に質の高い公共サービスを効率的に提供するため、利用者起点に立って、教育、交通、介護、子育て・児童福祉等の分野において、デジタル技術の社会実装や制度・規制改革を推進する。

- ⑧ 質の高い公教育の再生、文化・芸術・スポーツの振興、農林水産業の振興、交通・物流インフラの整備、観光立国に向けた取組の推進、2050年カーボンニュートラルを目指したグリーン社会、地域・くらしの脱炭素化やサーキュラーエコノミーの実現、2025年大阪・関西万博に向けた着実な準備等に取り組む。

- ⑨ 防災・減災、国土強靱化の取組を着実に推進するとともに、中長期的かつ明確な見通しの下、継続的・安定的に切れ目なく取組が進められるよう、施策の実施状況の調査など、「実施中期計画」の策定に向けた検討を進める。

東日本大震災からの復興・創生に取り組む。ALPS処理水に関し、引き続き、科学的根拠に基づき、透明性の高い情報発信を行う。

- ⑩ ロシアのウクライナ侵略など、国際秩序が重大な挑戦にさらされる中であって、G7広島サミットや日本ASEAN友好協力50周年特別首脳会議の成果も踏まえ、グローバル・サウスとの連携の強化を含め、法の支配に基づく自由で開かれた国際秩序の堅持のための外交を積極的に展開する。

国民の生命と我が国の領土・領海・領空を断固として守り抜くため、令和5年度から令和9年度までの5年間で43兆円程度の防衛力整備の水準を確保し、防衛力の抜本的強化を速やかに実現する。

- ⑪ 防国際環境の不確実性が高まり、グローバル・サプライチェーンの再編が進展する中、高い技術力を持つ我が国として、投資の促進を通じ重要物資の供給力を高め、ショックに対してより強靱な経済社会構造を確立する。

半導体を始めとする重要な物資の安定供給の確保や先端的な重要技術の育成など、経済安全保障を推進するとともに、食料安全保障及びエネルギー安全保障を強化する。

- ⑫ 経済財政運営においては、経済の再生が最優先課題である。経済あつての財政であり、経済を立て直し、そして、財政健全化に向けて取り組むとの考え方の下、財政への信認を確保していく。

賃金や調達価格の上昇を適切に考慮しつつ、歳出構造を平時に戻していく。

政策の長期的方向性や予見可能性を高めるよう、単年度主義の弊害を是正し、国家課題に計画的に取り組む。

2. 予算編成についての考え方

- ① 令和6年度予算は、令和5年度補正予算と一体として、上記の基本的考え方及び「経済財政運営と改革の基本方針 2023」(令和5年6月16日閣議決定。以下「骨太方針 2023」という。)に沿って編成する。

足下の物価高に対応しつつ、持続的で構造的な賃上げや、デフレからの完全脱却と民需主導の持続的な成長の実現に向け、

- ・ 人への投資、科学技術の振興及びイノベーションの促進、GX、DX、半導体・AI等の分野での国内投資の促進、海洋、宇宙等のフロンティアの開拓、スタートアップへの支援、少子化対策・こども政策の抜本強化を含む包摂社会の実現など、新しい資本主義の実現に向けた取組の加速
- ・ 防災・減災、国土強靱化など、国民の安全・安心の確保
- ・ 防衛力の抜本的強化を含む外交・安全保障環境の変化への対応を始めとする重要な政策課題について、必要な予算措置を講ずるなど、メリハリの効いた予算編成を行う。

- ② その際、骨太方針 2023 で示された「本方針、骨太方針 2022 及び骨太方針 2021 に基づき、経済・財政一体改革を着実に推進する。ただし、重要な政策の選択肢をせばめることがあってはならない」との方針を踏まえる。

- ③ 歳出の中身をより結果につながる効果的なものとするため、骨太方針 2023 を踏まえ、新経済・財政再生計画の改革工程表を改定し、EBPM^{※1} やPDCA^{※2} の取組を推進し、効果的・効率的な支出(ワイズスペンディング)を徹底する。

※1)Evidence Based Policy Making の略称。証拠に基づく政策立案をいう。

※2)企画立案(Plan)、実施(Do)、評価(Check)、改善(Act)をいう。

【出典】内閣府「令和6年度予算編成の基本方針」

<https://www5.cao.go.jp/keizai1/yokihoushin/yokihoushin.html>

2 令和6年度予算のポイント

◆令和6年度予算のポイント

歴史的な転換点の中、時代の変化に応じた先送りできない課題に挑戦し、変化の流れを掴み取る予算

経済（経済の好循環の起点となる賃上げの実現）

- 30年ぶりの経済の明るい兆しを経済の好循環につなげるには「物価に負けない賃上げ」の実現が必要。医療・福祉分野において率先した賃上げ姿勢を示す観点から、診療報酬、介護報酬、障害福祉サービス等報酬改定において、現場で働く幅広い方々の処遇改善として、令和6年度にベア2.5%（医療従事者の場合定算分を入れれば4.0%）、令和7年度にベア2.0%（同3.5%）を実現するために必要な水準を措置。賃上げ促進税制の強化とあわせ、公的価格のあり方を見直し、処遇改善加算の仕組みを拡充することで、現場で働く方々の処遇改善に構造的につながる仕組みを構築（その他の関連施策は次頁）。

社会（構造的な変化と社会課題への対応）

【こども政策等】

- 少子化は我が国が直面する最大の危機であるとの認識の下、「こども未来戦略」に基づく「加速化プラン」をスピード感を持って実施。児童手当の抜本的拡充、高等教育費の負担軽減など経済的支援の強化とともに、幼児教育・保育の質の向上に取り組むほか、貧困・虐待防止、障害児支援など多様な支援ニーズへの対応を拡充。今後増加が見込まれる育休給付の財政基盤強化も実現（「加速化プラン」の計3.6兆円の拡充のうち3/4程度を令和7年度までに実施予定、その前提で令和6年度は約3割強を計上）。財源確保の取組として、改革工程に基づき、メリハリのある診療報酬改定や薬価制度の見直し、介護保険制度改革を実現。

【デジタル・GX】

- デジタルを活用し、地方の活性化や公的サービスの効率化等を推進するため、デジタル田園都市国家構想交付金(1,000億円+令和5年度補正735億円)により、デジタル行政改革の先行モデル的取組や、観光・農林水産業の振興等を支援。
- 2050カーボンニュートラルに向け、官民のGX投資を促進（エネルギー特会・令和5年度補正とあわせ1.7兆円規模）。

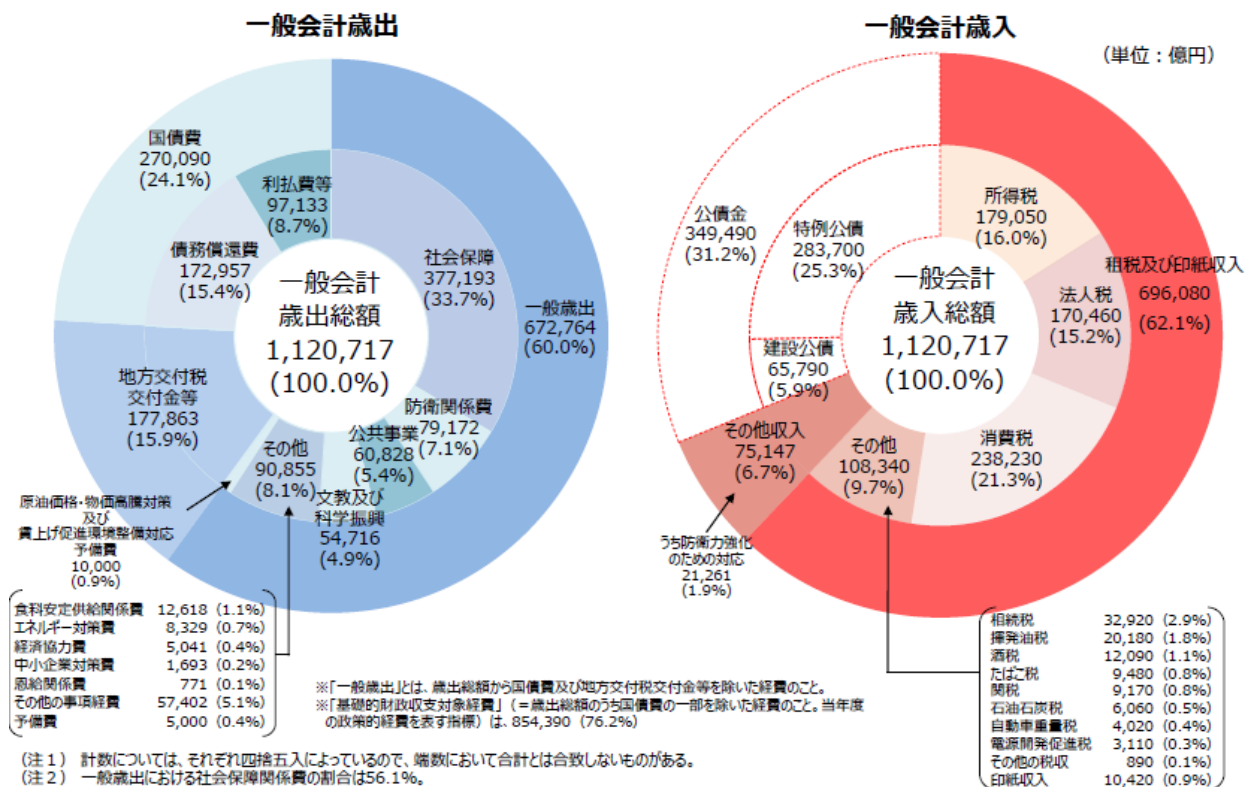
外交・安全保障

- 我が国周辺の厳しい安全保障環境はもとより、ウクライナ侵略・中東情勢等の激動する外交環境に対応するため、外交分野において、安全保障対応や邦人保護・危機管理の基盤を大幅強化（3,073億円（対前年度+298億円））し、同時に、統合防空ミサイル防衛や機動展開能力の向上等、防衛力を着実に強化（対前年度+1.1兆円）。

歳出の効率化

- 骨太方針に基づき、歳出改革の取組を継続し、歳出構造の更なる平時化を進める中で、新規国債発行を減額。（令和5年度（当初）：35.6兆円 ⇒ 令和6年度：34.9兆円）
 ※ 歳出改革の対象となる経費のうち、社会保障関係費の伸びは+3,700億円、社会保障関係費以外の伸びは+1,600億円

◆令和6年度一般会計歳出・歳入の構成



◆主要経費別内訳

(単位:億円)

	5年度予算 (当初)	6年度予算	増減額	増減率	備考
一般歳出	727,317	672,764	▲54,554	▲7.5%	
社会保障関係費	368,687	377,193	+8,506	+2.3%	
文教及び科学振興費	54,158	54,716	+558	+1.0%	人事院勧告の反映等による義務教育費国庫負担金の増等
うち科学技術振興費	13,942	14,092	+150	+1.1%	
恩給関係費	970	771	▲198	▲20.5%	
防衛関係費	101,686	79,172	▲22,514	▲22.1%	
下記繰入除く	67,880	79,172	+11,292	+16.6%	
防衛力強化資金繰入	33,806	-	▲33,806	-	
公共事業関係費	60,801	60,828	+26	+0.0%	
経済協力費	5,114	5,041	▲73	▲1.4%	民間資金等を活用した効果的事業や緊急人道支援等に重点化。
(参考)ODA	5,709	5,650	▲60	▲1.0%	R5補正の政府ODA3,284億円とあわせて事業量を十分に確保
中小企業対策費	1,704	1,693	▲11	▲0.6%	貸出動向等を踏まえた信用保証制度関連予算の減等
エネルギー対策費	8,540	8,329	▲210	▲2.5%	エネルギー特会の剰余金等の増加を踏まえた繰入の減
食料安定供給関係費	12,654	12,618	▲36	▲0.3%	米政策の見直しを踏まえた減
その他の事項経費	58,004	57,402	▲602	▲1.0%	
予備費	5,000	5,000	-	-	
原油価格・物価高騰対策及び 買上げ促進環境整備対応予備費	40,000	10,000	▲30,000	▲75.0%	
ウクライナ情勢経済緊急 対応予備費	10,000	-	▲10,000	-	
地方交付税交付金等	163,992	177,863	+13,871	+8.5%	
国債費	252,503	270,090	+17,587	+7.0%	
合計	1,143,812	1,120,717	▲23,095	▲2.0%	

(注1) 5年度予算は、6年度予算との比較対照のため、組替えをしてある。

(注2) 計数は、それぞれ四捨五入によっているので、端数において合計とは一致しないものがある。

(注3) 一般歳出とは、一般会計歳出総額から国債費及び地方交付税交付金等を除いたもの。

◆予算の質の向上

行政事業レビューや予算執行調査等の反映

- **各財務局等を活用した機動的調査**により、全国の2万2千の医療法人の事業報告書等を入手して集計。事業報告書等の分析により診療所の経営状況が極めて良好であることが判明（令和4年度の経常利益率8.8%）。**診療報酬改定**においては、診療所を中心に、改定率▲0.25%（医療費▲1,200億円程度（満年度））の効率化・適正化を実施。
- **行政事業レビューの指摘**を踏まえ、介護について、ICT機器の利活用によりケアの質の確保や職員の負担軽減等が行われている介護付き有料老人ホームの**人員配置基準の柔軟化**（利用者:介護職員=3:1→3:0.9）を報酬改定の中で実現。
- 私立大学に対する**予算執行調査**を活用し、経営改革や連携に取り組むモデル校に**予算を重点化**（20億円）。令和8年度以降、定員充足率や経営状況等が基準に満たない大学に「経営改革計画」の策定を求め、**私学助成を適正化**。

デジタル化の推進等による効率化

- 情報システムについて、**ガバメントクラウド**（政府共通のクラウドサービス）や**ガバメントソリューションサービス**（政府共通の府省間ネットワーク）等の**共通基盤への移行**により、**重複投資を排除**（国のガバメントクラウドへの移行については、令和6年度までに移行予定のシステムの基盤にかかる経費について約20億円の削減効果）。

防衛力整備の効率化・合理化

- 防衛装備品の全般にわたり、**長期契約**を活用した航空機などの**装備品の効率的取得**や陳腐化した**一部装備品の運用停止**等により、**▲2,764億円の効率化・合理化効果**を実現。

政策目的に応じたインセンティブ機能の導入

- 防災・減災効果を効率的に高めるため、災害の危険性の高い地域における住宅支援の引下げ(※)や、立地適正化計画が未策定の地域への**支援措置を見直し**つつ、**土地利用規制の導入**と組み合わせた**治水対策および津波・高潮対策**を推進。
※「子育てエコホーム支援事業」（6年度:400億円）などが対象。

地方財政の健全化

- 地方交付税などの財源を適切に確保し、**臨時財政対策債**（赤字地方債）の**発行を過去最少となる0.5兆円**（▲0.5兆円）まで縮減するなど、地方の財政状況を**着実に改善**。

◆「物価に負けない賃上げ」の実現に向けた予算面での対応

公的部門等

【医療・介護・障害福祉サービス】

- 医療・福祉分野において率先した賃上げ姿勢を示す観点から、診療報酬、介護報酬、障害福祉サービス等報酬改定において、現場で働く幅広い方々の処遇改善として、令和6年度にベア2.5%（医療従事者の場合定昇分を入れれば4.0%）、令和7年度にベア2.0%（同3.5%）を実現するために必要な水準を措置。賃上げ促進税制の強化とあわせ、公的価格のあり方を見直し、処遇改善加算の仕組みを拡充することで、現場で働く方々の処遇改善に構造的につながる仕組みを構築。（再掲）

【保育士等】

- 「加速化プラン」に基づく民間給与動向等を踏まえた更なる保育士等の処遇改善として、人事院勧告を踏まえた公定価格の引上げを実施（人件費の改定率は+5.2%）。

【教職員】

- 義務教育費国庫負担金を大幅に増額（1兆5,627億円（対前年度+412億円））し、人事院勧告を踏まえた公立小中学校等の教職員給与の改善（初任給+5.9%等）を実現。

【公共工事】

- 公共工事の設計労務単価は、11年連続で引上げ、5年度+5.2%。6年度も賃金上昇の実勢等を反映して来年2月に改定予定。また、民間工事を含め、下請業者に対して適切な労務費が支払われるよう、法改正案を次期通常国会に提出予定。

【物流】

- トラックドライバーの賃上げに向け、法律に基づく「標準的な運賃」を8%引上げ予定であるとともに、その浸透・徹底のためトラックGメンにより荷主・元請事業者への監視を強化。また、賃上げ原資の確保や物流の生産性向上を図るための法改正案を次期通常国会に提出予定。

中小企業等

- 適切な価格転嫁のため、下請Gメンを330名に増強して取引実態を把握し指導等を徹底（令和6年度28億円）。また、中小企業等が人手不足の中でも利益を確保し賃上げを実現できるよう、5,000億円規模（令和5年度補正・既存基金活用）の省力化投資支援を実施。
- 中小企業・小規模事業者の最低賃金の引上げに向けた、生産性向上に資する設備投資などを実施し事業場内最低賃金を引き上げる事業者に対し、その業務改善経費を支援（令和6年度8億円、令和5年度補正180億円）。

その他

- 賃上げと相乗効果を発揮し、物価を上回る可処分所得の伸びを実現するために行われる定額減税の実施にあわせ、定額減税の恩恵を十分に受けられない方々に対し、0.7兆円の給付を実施（その他の関連する給付も含めれば1.1兆円。令和5年度予備費）。
- 令和5年度補正において、「物価と賃金の好循環」の実現に向け使途を明確化・重点化した「物価・賃上げ促進予備費」を令和6年度においても1兆円措置。

◆こども・子育て政策の強化

- 「こども未来戦略」において、令和10年度までの「3.6兆円（国・地方合計）」の施策充実と安定財源確保の枠組みを決定。
 - ✓ 令和6年度は「3.6兆円」のうち約3割強を実現。（令和7年度には、各種施策の施行・満年度化により3/4程度まで実施予定。）
 - ✓ 歳出改革や既定予算の最大限の活用により財源を確保。（令和6年度の不足分（0.2兆円程度）は、特別会計でこども・子育て支援特別債を発行。）
- 国のこども・子育て関係予算（一般会計と特別会計の合計）も着実に増加。
 - ✓ こども家庭庁予算 令和4年度：4.7兆円→令和5年度：4.8兆円→令和6年度：5.3兆円。 ※令和6年度こども家庭庁予算：5兆2,832億円（+4,728億円、うち一般会計分+1,766億円）
 - ✓ 育休給付の増加分を合わせ、令和4年度→令和6年度で+0.7兆円（+15%増）。

児童手当の拡充

拡充後の初回の支給を令和6年12月とする

- ✓ 所得制限を撤廃 1兆5,246億円（うち拡充分+3,558億円）
- ✓ 高校生年代まで延長
- ✓ 第3子以降は3万円

支給金額	0～3歳	3歳～高校生年代
第1子・第2子	月額1万5千円	月額1万円
第3子以降	月額3万円	

* 多子加算のカウント方法を見直し

妊娠・出産時からの支援強化

実施中

- ✓ 出産・子育て応援交付金 569億円（+274億円）
 - ・こども1人につき10万円相当の経済的支援
- ✓ 伴走型相談支援 56億円（+5億円）
 - ・様々な困難・悩みに応え、ニーズに応じた支援につなげる

* 金額は令和6年度の国の予算（一般会計と特別会計の合計）

高等教育（大学等）

- ✓ 高等教育の負担軽減を拡大 5,438億円（+127億円）
 - ・多子世帯や理工農系の学生等の中間層（世帯収入約600万円）に対象拡大
 - ※令和7年度から、多子世帯の学生等については授業料・入学金を無償化（多子世帯：扶養される子どもが3人以上、支援上限：現行制度と同様）

切れ目なくすべての子育て世帯を支援

- ✓ 保育所：量の拡大から質の向上へ 1,187億円*
 - ・76年ぶりの配置改善：[4・5歳児]30対1→25対1（+882億円）
 - ・令和5年人事院勧告を踏まえた保育士等の処遇改善
- ✓ 多様な支援ニーズへの対応 867億円*（+526億円）
 - ・貧困、虐待防止、障害児・医療的ケア児等への支援強化
 - ・児童扶養手当の拡充、補装具費支援の所得制限の撤廃

*一部、厚生労働省予算

*令和4年度

→令和5年度の繰越分

育休を取りやすい職場に

- ✓ 男性の育休取得増に伴う育休給付の増 8,555億円（+931億円）
 - ・育休給付の財政基盤の強化のため、国庫負担を本則1/8に引き上げ
 - ※保険料率は、当面0.4%に据え置きつつ、本則を令和7年度から0.5%に引き上げるとともに、保険財政の状況に応じて弾力的に調整する仕組みを導入
 - ※育休給付は労働保険特会雇用勘定（厚生労働省予算）に計上。令和7年度からこども・子育て支援特別会計に一元化。

◆各歳出分野の特徴

社会保障

- **こども未来戦略**に基づく政策をスピード感を持って実行。こども家庭庁予算は0.5兆円増加し**5.3兆円**（令和5年度：4.8兆円、令和4年度：4.7兆円）。**児童手当の抜本的拡充**（来年12月に初回支給）、**高等教育費の負担軽減**や**幼児教育・保育の質の向上**（配置基準改善と更なる処遇改善等）に取り組むほか、**貧困・虐待防止・障害児・医療的ケア児など多様な支援ニーズ**にも対応。男性育休の取得増等に伴う**育休給付の増**（+931億円）を見込むとともに、その財政基盤の強化のため**国庫負担を本則1/8に引き上げ**（現行1/80）。
- **診療報酬、介護報酬、障害福祉サービス等報酬改定**において、**公的価格のあり方を見直し、現場で働く方々の処遇改善に構造的につながる仕組みを構築**。診療所を中心に、管理料や処方箋料等の再編による効率化・適正化により**メリハリのある改定**を実現。また**薬価**について、**長期収載品の保険給付の見直し**を行うほか、**イノベーションの適切な評価措置**を実施。不採算品再算定により**後発医薬品等の安定供給確保**にも対応。

外交・安全保障

- 厳しい国際情勢を踏まえ、**安全保障対応と邦人保護、警備体制等を強化**（対前年度+298億円）するとともに、ODAは民間資金を活用した効果的な事業等に厚く配分するなど、令和5年度補正（2,701億円）とあわせ**1兆円台**の予算措置。
- 安全保障環境が厳しさを増す中、**防衛力の抜本強化**を推進（対前年度+1.1兆円）。**スタンド・オフ防衛能力**や統合**防空ミサイル防衛能力、機動展開能力の向上**を図るとともに、装備品の維持整備や弾薬取得、施設整備を促進。

警察・海保

- 過去最多となるサイバー犯罪など深刻な**サイバー空間の脅威**のほか、**テロや大規模災害**等への対処能力を強化。
- **尖閣領海警備能力強化の大型巡視船**をはじめ海上保安庁の予算・定員を大幅拡充（2,611億円（対前年度+180億円））。

教育・科学技術

- **教員業務支援員**の全小中学校配置や小学校高学年の**教科担任制前倒し**により、教育の質の向上や働き方改革を加速。
- 科学技術・イノベーションへの投資として、**AI・量子分野**等の重要分野の研究開発を推進するとともに、**基礎研究・若手研究者**向け支援を充実（科学技術振興費 14,092億円（対前年度+150億円））。

GX、エネルギー・環境

- エネルギー特会で「GX経済移行債」を発行し、**蓄電池の国内製造基盤強化**（2,300億円）、**次世代型太陽電池等**のサプライチェーン構築（548億円）、**鉄・化学等製造業の製造プロセス転換**（327億円）など、官民のGX投資を支援。

DX・地方創生

- デジタル田園都市国家構想交付金（1,000億円+令和5年度補正735億円）により、観光や農林水産業の振興等の**地方創生**に資する取組を支援。また、光ファイバ、5G基地局など**地方のデジタル基盤**を整備（68億円）。

復興

- **ALPS処理水**の処分に伴う**風評対策**・科学的根拠に基づく情報発信や、原子力災害被災地域における**帰還・移住**等に向けた取組など、復興のステージの進行に応じた被災地のニーズにきめ細やかに対応。

観光

- 訪日旅行消費5兆円の目標達成に向け、国際観光旅客税（440億円（対前年度+240億円））を活用し、**国立公園**における**体験型アクティビティ**の造成や、**文化的建造物の利活用**による**集客・宿泊の高付加価値化**などを推進。

公共事業

- **公共事業関係費**は6兆828億円（対前年度+26億円）を**安定的に確保**（令和5年度補正では2兆2,009億円（対前年度+1,996億円））。ハードに加え、新技術による線状降水帯の予測など**ソフト対策**との**一体的取組**で**国土強靱化**を推進。
- 水道事業の国交省移管を契機に、**上下水道一体**による**効率的な事業実施**などを支援する新たな補助を創設。

農林水産

- 水田の**畑地化支援**により野菜や麦・大豆など畑作物の生産を推進するとともに、輸入に依存する**化学肥料の使用低減、飼料の国内生産**の拡大を推進（287億円）。
- **輸出先国の多角化**のための**販路開拓**や現地の**商流構築**、品目団体による**包材等の規格化**等を推進（102億円）。

地方財政

- 地方団体に交付される地方交付税交付金は、**18.7兆円（+0.3兆円）**。一般財源総額を増額（+0.6兆円）しつつ、**臨時財政対策債**発行を過去最少となる0.5兆円（▲0.5兆円）に半減させ、**地方財政の健全化**を推進。

【出典】財務省「令和6年度予算政府案『令和6年度予算のポイント』」

https://www.mof.go.jp/policy/budget/budger_workflow/budget/fy2024/seifuan2024/index.html

3 令和6年度税制改正の概要(地方税)

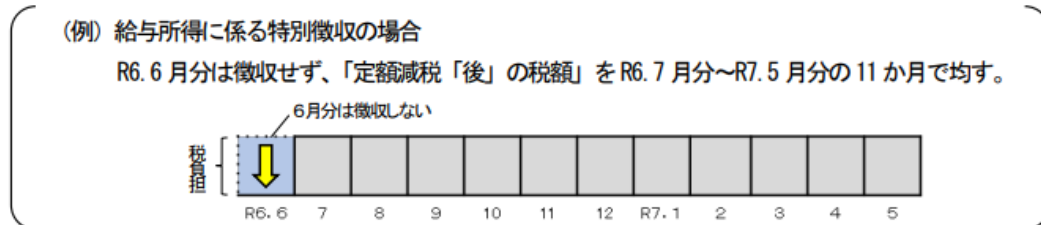
令和6年度地方税制改正(案)について

総務省
令和5年12月

令和6年度の与党税制改正大綱(12月14日決定)のうち、地方税関係の概要は以下のとおり。

1 定額減税

- 令和6年度分の個人住民税所得割額から、納税者及び配偶者を含めた扶養家族1人につき1万円の減税を実施。 ※納税者の合計所得金額が1,805万円(給与収入2,000万円)以下の場合に限る。
- 減税は、特別徴収義務者や市町村の事務負担等も考慮しながら、各徴収方法に応じて、実務上可能な限り早い機会を通じて行う。



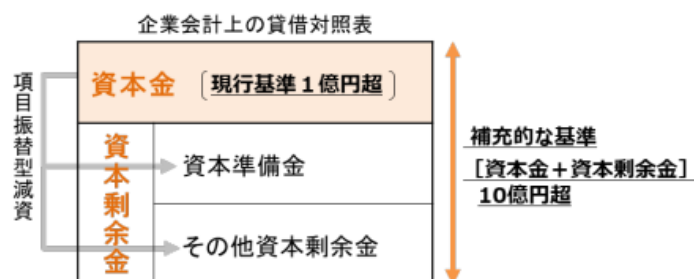
- ふるさと納税の特例控除上限額(所得割額の2割)等について、定額減税「前」の所得割額とする。
- 定額減税による個人住民税所得割の減収額については、全額国費で補填する。

2 外形標準課税

◎ 外形標準課税の適用対象法人の見直し

《 減資への対応 》

- 外形標準課税の対象法人について、現行基準(資本金1億円超)を維持した上で、当分の間、前事業年度に外形標準課税の対象であった法人であって、当該事業年度に資本金1億円以下で、資本金と資本剰余金の合計額が10億円を超えるものは、外形標準課税の対象とする。
- ※ 改正前に外形標準課税の「対象外」である法人及び改正後に新設される法人については、現行基準(資本金1億円超)に該当しない限り、外形標準課税の「対象外」。
- ※ 令和7年4月1日以後に開始する事業年度から適用し、公布日前に外形標準課税の対象であった法人が、「駆け込み」で減資を行った場合で、上記の基準に該当するときは、外形標準課税の対象とする所要の措置を講ずる。



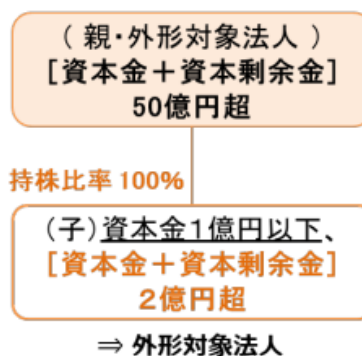
《 100%子法人等への対応 》

- 資本金と資本剰余金の合計額が50億円を超える法人等の100%子法人等のうち、資本金1億円以下で、資本金と資本剰余金の合計額が2億円を超えるものは、外形標準課税の対象とする。

※ 産業競争力強化法の改正を前提に、特別事業再編計画(仮称)に基づいて行われるM&Aにより100%子会社となった法人等について、上記にかかわらず、5年間、外形標準課税の対象外とする特例措置を設ける。

※ 令和8年4月1日以後に開始する事業年度から適用する。

※ 上記改正により、新たに外形標準課税の対象となる法人に係る税負担の激変緩和措置を講ずる。



◎ 賃上げ促進税制

- 法人税における賃上げへの対応に合わせ、継続雇用者の給与総額の対前年度増加率に係る適用要件等を見直した上で、雇用者全体の給与総額の増加額を付加価値額から控除する措置を講ずる。(3年間の時限措置)

3 固定資産税等

◎ 固定資産税(土地)の負担調整措置等

- 負担水準の均衡化を促進するため、現行の負担調整措置等を3年延長。

※ 負担水準：土地の評価額等に対する課税標準額の割合。

◎ 不動産取得税の特例税率等

- 住宅及び土地に係る税率の特例措置(4%→3%)を3年延長。
- 宅地評価土地に係る課税標準の特例措置(2分の1)を3年延長。

4 譲与税関係

◎ 森林環境譲与税に係る譲与基準の見直し

- これまでの譲与税の活用実績等を踏まえ、「私有林人工林面積」の譲与割合を5.5割(現行：5割)、「人口」の譲与割合を2.5割(現行：3割)とする。



◎ 航空機燃料譲与税に係る譲与基準の見直し

- 着陸料に代えて、新たな譲与基準として「航空機の重量×着陸回数（延べ重量）」及び「旅客数」を用いる。

現行の譲与割合	着陸料割 1/2		騒音世帯数割 1/2
見直し後の譲与割合	延べ重量割 1/4	旅客数割 1/4	騒音世帯数割 1/2

- 延べ重量及び旅客数については、空港対策に関する財政需要との対応性を考慮し、必要な減額・増額補正を行う。

5 納税環境整備

◎ 地方公金に係るeTAX経由での納付

- eTAX（地方税のオンライン手続のためのシステム）を通じた電子納付の対象に地方税以外の地方公金を追加することとし、地方税共同機構の業務に公金収納事務を追加する。

6 主な税負担軽減措置等

- 再生可能エネルギー発電設備に係る課税標準の特例措置について、ペロブスカイト太陽電池を使用した一定の設備等を対象設備に追加した上、2年延長。（固定資産税）
- 物流総合効率化法の認定計画に基づき取得した倉庫等に係る課税標準の特例措置について、ナンバープレート解析AIカメラ等を対象設備に追加した上、2年延長。（固定資産税、都市計画税）
- 鉄道事業者が鉄道事業再構築事業により譲渡を受けた不動産に係る非課税措置を創設。（不動産取得税）
- 軽油引取税の課税免除の特例措置について、マリンレジャー等に使われる自家用船舶（いわゆる「プレジャーボート」）を対象から除外等した上、3年延長。（軽油引取税）

7 検討事項等

◎ 税源の偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系の構築

- 過疎化や高齢化といった地方の課題の解決及び地方活性化に向けた基盤づくりとして、地方税の充実確保を図る。また、東京一極集中が続く中、行政サービスの地域間格差が過度に生じないように、地方公共団体間の税収の偏在状況や財政力格差の調整状況等を踏まえつつ、税源の偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系の構築に向けて取り組む。

◎ 扶養控除等の見直し

- 16歳から18歳までの扶養控除について、現行の一般部分33万円に代えて、かつて高校実質無償化に伴い廃止された特定扶養親族に対する控除の上乗せ部分12万円を復元し、高校生年代に支給される児童手当と合わせ、全ての子育て世帯に対する実質的な支援を拡充しつつ、所得階層間の支援の平準化を図ることを目指す。

令和7年度税制改正において、所得税又は個人住民税の課税総所得金額や税額等を活用している社会保障制度等に係る対応の状況等を確認することを前提に、令和8年分以降の所得税と令和9年度分以降の個人住民税の適用について結論を得る。(ひとり親控除の所得要件の引上げ(合計所得金額500万円以下→1,000万円以下)と控除額の引上げ(住民税:30万円→33万円)について、扶養控除の見直しと合わせて結論を得る。)

◎ 屋外分煙施設等の整備促進

- 望まない受動喫煙対策の推進や今後の地方たばこ税の継続的かつ安定的な確保の観点から、駅前・商店街・公園などの場所における屋外分煙施設等の整備について、地方公共団体がその重要性を認識し、地方たばこ税の活用を含め、民間事業者への助成制度の創設その他の必要な予算措置を講ずるなど積極的に取り組むよう、各地方公共団体の整備方針や実施状況等の把握を行いつつ、より一層促すこととする。

◎ 固定資産税(土地)の負担調整措置等

- 大都市を中心とした地価上昇の結果、負担水準のばらつきが拡大することが見込まれており、まずは、負担水準を据置ゾーン内に収斂させることに優先的に取り組むべきである。

一方、据置特例が存在することで、据置ゾーン内における負担水準の不均衡が解消されないという課題があり、更なる負担水準の均衡化に向けた取組みが求められる。

これらを踏まえ、税負担の公平性や市町村の基幹税である固定資産税の充実確保の観点から、固定資産税の負担調整措置のあり方について引き続き検討を行う。

※ 据置特例: 商業地等について、負担水準が据置ゾーン(60%以上70%以下)内の土地について税額を据え置く措置。

◎ 固定資産税の新築住宅特例

- 新築住宅に係る固定資産税の税額の減額措置については、社会経済の情勢等を踏まえ、安全安心な住まいの実現など住生活の安定の確保及び向上の促進に向け国として推進すべき住宅政策との整合性を確保する観点から、地方税収の安定的な確保を前提に、そのあり方について検討する。

◎ 地方税務手続のデジタル化

- 地方税関係通知のうち、固定資産税、自動車税種別割等の納税通知書等について、eLTAX及びマイナポータルの変更・改修スケジュール等を考慮しつつ、納税者等からの求めに応じて、eLTAX及びマイナポータルを活用して電子的に送付する仕組みの導入に向けた取組みを進める。
- 個人住民税において、扶養控除等を公正に適用するため、税務システムの標準化等のスケジュールを考慮しつつ、市町村が扶養に関する情報をより効率的に把握できる情報連携の仕組みを検討する。
- 今後、デジタル社会の基盤として個人番号（マイナンバー）を活用することがますます重要になる。このため、課税情報とマイナンバーの紐付けが確実に行われることが必要であることから、地方公共団体において適切かつ速やかな紐付け及び副本登録が確実に行われるよう促すこととし、令和6年度中を目途に地方公共団体における実施状況のフォローアップを行う。

【出典】総務省「令和6年度税制改正の概要(地方税)」

https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_zeisei/czaisei/czaisei_seido/ichiran04.html

第2部 各府省の主な取組

第2部では、各府省の令和6年度予算案から、横浜市をはじめ地方に関連すると考えられる事業を中心に、新規事業等、各府省予算のポイントとなる事業について紹介します。

※段落や予算額等の表記は、参考・出典元の資料から抜粋しているため、府省ごとに異なっています。

1 内閣府

【参考・出典】 財務省「令和6年度 内閣、デジタル、復興、外務・経済協力関係関係予算のポイント」

https://www.mof.go.jp/policy/budget/budger_workflow/budget/fy2024/seifuan2024/index.html

1. デジタル田園都市国家構想の実現・地方創生の推進

デジタル田園都市国家構想の実現に向け、「デジタル田園都市国家構想交付金」(※1)を1,000億円計上し、地方におけるデジタルの活用による観光や農林水産業の振興等の地方創生に資する取組などを支援。その際に、具体的な使途等の見える化に加え、メリハリ付けの見直しや事業の自立・自走化の徹底による効果的な事業への支援の集中等により、地方創生に向けた支援を改善・強化。

このほか、若者の地方移住に対する支援を強化するため、地方創生移住支援事業を拡充し、地方公共団体による高等教育費の負担軽減に向けた支援を促しつつ、大学卒業後に地方に移住する学生への支援を強化(※2)。

※1 令和5年度補正予算においては735億円計上し、子育て等の「デジタル行財政改革」の改革分野における地方自治体の先行モデル的な取組等を支援。

※2 東京都内に本部を置く大学の学生が、地方の企業へ就職活動を行う際の交通費を支援。

	令和5年度		令和6年度
○ デジタル田園都市国家構想交付金	1,000億円	⇒	1,000億円 (前年同)

2. 政府機関等のサイバーセキュリティ強化

昨今のサイバー空間を巡る深刻な脅威に対応するため、「国家安全保障戦略」を踏まえつつ、政府機関等におけるサイバーセキュリティを強化する。

具体的には、既存のセキュリティ監視の枠組みを増強するため、外部(インターネット)からアクセス可能なIT資産(WebページやIoT機器、クラウド等)を常時・組織横断的に評価し、システムの脆弱性等を随時是正する仕組みを構築。

	令和5年度		令和6年度
	26億円	⇒	56億円 (+30億円)

※ デジタル庁一括計上分を含む。

※ 令和5年度補正予算においては120億円を計上。

3. 防災対策の推進

激甚化・頻発化する様々な自然災害に対応するため、首都直下地震対策の検討、火山防災対策の強化等を行うとともに、次期総合防災情報システムを中核とする防災関係省庁等における情報連携のための防災デジタルプラットフォームを構築し防災DXを推進。

令和5年度		令和6年度
67億円	⇒	73億円（+6億円）

※ デジタル庁一括計上分を含む。

※ 令和5年度補正予算においては42億円を計上。

4. 孤独・孤立対策の推進

自治体等を通じて行う関係機関の連携・協働体制の構築への支援等及び孤独・孤立対策に取り組む中小規模のNPO等への運営能力の向上や活動基盤の整備支援等、地域の実情に応じた取組を支援するため、孤独・孤立対策推進交付金を創設。

	令和5年度		令和6年度
○ 孤独・孤立対策推進交付金	—	⇒	1.3億円（新規）

5. デジタル庁予算

（1）情報システム関係予算

ガバメントクラウド（政府共通のクラウドサービス）やガバメントソリューションサービス（GSS：政府共通の府省間ネットワーク）等の各府省庁が共通で利用するシステムやネットワークの整備、地方公共団体の基幹業務システムの統一・標準化を加速するための環境整備、共通基盤であるマイナポータルの利便性向上・利用拡大、事業者に対するオンライン行政サービスの充実等を推進。【デジタル庁システム等（1,193億円）】

国の情報システムの整備・管理の基本方針等に基づき、デジタル庁で整備する共通基盤の利活用を前提としたシステムの統合・共通化、情報連携を進め、国民にとって使い勝手のよい行政サービスを実現。【各府省システム等（3,611億円）】

	令和5年度		令和6年度
情報システム関係予算（一括計上対象経費）	4,812億円	⇒	4,803億円（▲9億円）
うちデジタル庁システム等	1,182億円	⇒	1,193億円（+10億円）
うち各府省システム等	3,629億円	⇒	3,611億円（▲19億円）

（2）デジタル庁の運営に関する経費

デジタル社会の実現に関する司令塔として、新技術の動向等を踏まえたデジタル化に関する戦略の立案やデジタル原則に照らした規制の見直し等、社会全体のデジタル化を推進するために必要な体制強化を実施するため、新たに定員52名を増員。民間人材等についても所要の予算を措置。

	令和5年度		令和6年度
デジタル庁の運営に関する経費	125億円	⇒	150億円（+25億円）
うちデジタル庁人件費	88億円	⇒	111億円（+23億円）

（3）デジタル庁の政策に関する経費

マイナンバー制度の広報や社会のデジタル化を阻むアナログ規制の見直し、生活に密接に関連する準公共・相互連携分野のデジタル化を推進。

	令和5年度		令和6年度
デジタル庁の政策に関する経費	14億円	⇒	10億円（▲4億円）

2 総務省

【参考・出典】財務省「令和6年度 総務・地方財政、財務関係予算のポイント」

https://www.mof.go.jp/policy/budget/budger_workflow/budget/fy2024/seifuan2024/index.html

1. マイナンバーカード

	令和5年度	⇒	令和6年度
マイナンバーカードの発行、申請・交付体制の整備	507.1億円		454.3億円
	4年度②補正予算 64.7億円		5年度補正予算 601.5億円

マイナンバーカードの発行事務及び市区町村におけるマイナンバーカードの申請・交付体制整備や申請サポートの実施等を引き続き支援。

2. 情報通信

① 国際競争力の強化やサイバーセキュリティの確保 に向けた研究開発等の推進

	令和5年度	⇒	令和6年度
○ Beyond 5G（6G）の実現に向けた研究開発	150.0億円		159.4億円
	4年度②補正予算 662.0億円		5年度補正予算 190.0億円
○ 量子インターネット実現に向けた研究開発	25.8億円		12.0億円
○ 政府端末情報を活用したサイバーセキュリティ 情報の収集・分析	-		10.0億円
	4年度②補正予算 20.0億円		
○ 国立研究開発法人情報通信研究機構（NICT） における基礎的・基盤的な研究開発	286.8億円		300.1億円

次世代情報通信インフラ Beyond 5G（6G）や量子分野、サイバーセキュリティ分野における研究開発等を引き続き推進。

② 地方のデジタル基盤整備の推進

	令和5年度	⇒	令和6年度
○ 高度無線環境整備推進事業（光ファイバ整備）	42.0億円		45.0億円
	4年度②補正予算 28.4億円		5年度補正予算 20.1億円
○ 携帯電話等エリア整備事業（5G基地局整備）	18.0億円		23.0億円
	4年度②補正予算 10.0億円		5年度補正予算 39.2億円

○ 電波遮へい対策事業	令和5年度 4.0億円	⇒	令和6年度 10.0億円
-------------	----------------	---	-----------------

「デジタル田園都市国家構想」を踏まえ、日本のどの地域でも高速・大容量の情報通信を享受できるようにするため、また離島や山間地、トンネル内部などでも携帯電話等を利用可能とするため、条件不利地域等における光ファイバや5G基地局の整備を引き続き支援。

3. 地方自治

① 自治体DXの推進	令和5年度 4.7億円	⇒	令和6年度 4.6億円
------------	----------------	---	----------------

〔5年度補正予算
5,173.3億円（※）〕

自治体DX推進計画の改訂や、デジタル人材確保に向けた取組み、新たな自治体情報セキュリティ対策の在り方についての調査研究を実施。また、自治体の標準化対象情報システム（20事務）について、標準準拠システムへ円滑に移行できるよう、標準仕様や必要な工程等をまとめた手順書を改訂するとともに、自治体における進捗状況の把握・助言を実施。

（※）令和5年度補正予算において、

- ・自治体情報システムの標準準拠システムへの円滑な移行を図るため、移行計画策定などの準備経費やシステム移行に要する経費を補助対象とし、デジタル基盤改革支援補助金5,163.1億円を計上。
- ・マイナンバーカードを活用した住民との接点の多様化やそのための環境整備などを通じて、住民の利便性向上と窓口業務等の改善を図る総合的なフロントヤード改革モデルの構築や、横展開促進のための総合的な改革のノウハウ提供等に向けた調査研究を実施するため、自治体フロントヤード改革支援事業10.2億円を計上。

② 地域おこし協力隊の推進	令和5年度 2.1億円	⇒	令和6年度 2.5億円
---------------	----------------	---	----------------

情報発信の強化などによる応募者数の増加や、地域おこし協力隊アドバイザー派遣事業の拡充による隊員・自治体等へのサポートの充実を図ることなどにより、地域おこし協力隊の取組みを強化し、都市から地方への人材還流を推進する。

4. 消防庁

緊急消防援助隊の装備の充実	令和5年度 49.9億円	⇒	令和6年度 49.9億円
---------------	-----------------	---	-----------------

緊急消防援助隊は、消防庁長官が全国の消防本部の中から部隊を登録しており、大規模・特殊災害発生時に被災地の消防機関のみでは対処が困難な場合、緊急消防援助隊が消防・救助活動等の応援を行う。

大規模災害等に対する国の対応力を強化するため、緊急消防援助隊が使用する消防車両等の整備を支援し、消防力の充実強化を推進。

3 法務省

【参考・出典】 財務省「令和6年度 経済産業、環境、司法・警察係予算のポイント」

https://www.mof.go.jp/policy/budget/budger_workflow/budget/fy2024/seifuan2024/index.html

1. 国民の安全・安心の確保

令和6年度 令和5年度

530.7 億円 (530.1 億円)

安全・安心な社会の実現に向けて、第二次再犯防止推進計画等を踏まえた再犯防止対策等を推進するとともに、靈感商法等への対応を含めた困難を抱える方々への法テラスによる総合法律支援の充実・強化を図る。

- 再犯防止対策の推進のための施設内・社会内処遇等の充実強化 127.7 億円 (124.1 億円)
- 靈感商法等への対応、ひとり親支援等を含む法テラスによる総合法律支援体制の充実強化 325.4 億円 (330.1 億円)

2. 外国人材の受入れ・共生社会の実現

令和6年度 令和5年度

293.9 億円 (246.1 億円)

外国人材の受入れ・共生社会の実現及び補完的保護制度など改正入管法を着実に実施しながら、出入国在留管理庁の体制の強化を図る。

3. 時代に即した法務行政に向けた取組

令和6年度 令和5年度

797.3 億円 (780.6 億円)

戸籍事務へのマイナンバー活用などによる国民の利便性向上を図りながら、登記事務などにおけるオンライン申請の増加等を踏まえ、職員配置の効率化・適正化等を実施。

- 法務行政・司法分野における DX に向けた取組の推進 500.1 億円 (518.3 億円)
- 所有者不明土地等問題への対応・登記所備付地図整備の推進、民事基本法制の整備等の推進 74.1 億円 (73.3 億円)

※計数にはデジタル庁一括計上額を含む。

4 文部科学省

【参考・出典】財務省「令和6年度 文教・科学技術予算のポイント」

https://www.mof.go.jp/policy/budget/budger_workflow/budget/fy2024/seifuan2024/index.html

1. 小中学校教育

	5年度	⇒	6年度	
○義務教育費国庫負担金	15,216億円		15,627億円	(+2.7%)
<ul style="list-style-type: none"> ・ 小学校高学年の理科・算数等の教科における教科担任制の前倒し等を行うため、2,050人の教職員定数を改善。 ・ 令和3年の義務標準法の改正を踏まえた小学校5年生の35人以下学級の実現(+206人)、平成29年の義務標準法の改正を踏まえた通級指導や日本語指導が必要な児童生徒への対応等に係る教員の基礎定数化(+439人)を反映。 ・ その他、少子化の進展による自然減(▲4,811人)、加配定数見直し(▲550人)、国庫負担金の算定方法見直し(▲1,600人相当)を反映し、差引では▲4,266人相当の減。(別途、特例定員(+4,331人)を措置。) ・ 上記に加え、令和5年人事院勧告や教職員の昇給等の影響額を適切に反映することで、全体で対前年度比+412億円を措置。 				
○補習等のための指導員等派遣事業	91億円		121億円	(+33.0%)
<p>教員の事務負担軽減のため、学習プリント等の準備や来客・電話対応等をサポートする教員業務支援員を全小中学校へ配置(12,950人→28,100人)するほか、学校における働き方改革の効果を確実なものとするため、補習授業対応等といった学校教育活動を支援する学習指導員を引き続き配置(11,000人)する。また、副校長・教頭の学校マネジメント等にかかる業務をサポートする支援員を新たに配置(1,000人)する。</p>				
○スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置拡充	82億円		84億円	(+2.9%)
<p>※ この他、5年度補正予算で7億円を計上 いじめや不登校など、様々な課題を抱える児童生徒への支援に向けた相談体制を充実する観点から、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ スクールカウンセラーの配置について、引き続き全小中学校への配置(27,500校)、スーパーバイザーの配置(67人)に加え、いじめ・不登校・貧困・虐待対策のための重点配置を拡充(7,200校→10,000校)するとともに、オンラインを効果的に活用した広域的な支援体制を整備(67箇所) ・ スクールソーシャルワーカーについても、引き続き全中学校区への配置(10,000中学校区)、スーパーバイザーの配置(67人)に加え、いじめ・不登校・貧困・虐待対策のための重点配置を拡充(9,000校→10,000校)するとともに、オンラインを効果的に活用した広域的な支援体制を整備(67箇所) <p>すること等により、教育相談体制を整備。</p>				

	5年度		6年度	
○切れ目ない支援体制整備充実事業	35億円	⇒	42億円	(+19.7%)
<p>特別な支援を必要とする子供への切れ目ない支援体制の整備等を行う地方公共団体等を支援するため、「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」も踏まえ、医療的ケア看護職員の配置支援について、3,740人から4,550人に拡充。</p>				
○地域教員希望枠を活用した教員養成大学・学部の機能強化事業	—	⇒	5億円	(新規)
<p>地域のニーズに対応した質の高い教師を安定的に確保するため、大学と教育委員会の連携のもと、大学入試における「地域教員希望枠」を活用した大学入学前から採用までの一貫した取組を支援。</p>				
○学校を核とした地域力強化プラン	77億円	⇒	76億円	(▲0.2%)
<p>学校・家庭・地域の連携・協働体制を構築し、地域の多様な関係者の参画による地域の特色を活かした教育活動を支援するため、コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）と地域学校協働活動を一体的に推進。</p>				
○公立学校施設整備（災害復旧費を除く）	687億円	⇒	683億円	(▲0.5%)
<p>※ この他、5年度補正予算で1,558億円を計上 ※ スポーツ関係予算と一部重複がある</p> <p>安全・安心な教育環境を構築するため、学校施設整備を推進。この他、学びの多様化学校又は夜間中学を設置する自治体に対する支援を拡充（補助率1/2（令和9年度まで））。</p>				

2. 幼児教育

	5年度		6年度	
○「幼保小の架け橋プログラム」開発、幼児教育の質向上	8億円	⇒	9億円	(+10.8%)
<p>幼保小の接続期や地域全体の幼児教育の質向上に向け、学びや生活の基盤を育む「幼保小の架け橋プログラム」の開発・実践や、幼児教育アドバイザーの配置等を通じ、複数の施設類型が存在する域内全体の幼児教育推進体制の活用を支援。</p>				

3. 高校教育

	5年度		6年度	
○高等学校等就学支援金交付金等	4,129億円	⇒	4,090億円	(▲0.9%)
<p>高校生等の授業料に充てるため、引き続き、年収910万円未満の世帯の生徒等を対象に高等学校等就学支援金を支給。</p>				
○高校生等奨学給付金	148億円	⇒	147億円	(▲0.1%)
<p>低所得世帯における授業料以外の教育費負担を軽減するため、高校生等奨学給付金により支援を実施。令和6年度においては、非課税世帯の第1子への給付額を拡充（+5,000円）。</p>				

4. 高等教育(大学等)

(1) 高等教育の負担軽減（修学支援新制度）

	5年度		6年度	
○授業料等減免及び給付型奨学金	5,311億円	⇒	5,438億円	(+2.4%)
				※ 社会保障関係費として計上

消費税財源を活用し、低所得世帯の大学生等に対して、授業料・入学金の減免及び給付型奨学金を支給。

令和6年度より、「こども未来戦略」（令和5年12月閣議決定（予定））等に基づき、多子世帯や理工農系の学生等の中間層（世帯年収約600万円）を対象を拡大。

（授業料等減免：2,864億円、給付型奨学金：2,573億円、地方分も合わせて5,908億円）

(2) 国立大学法人運営費交付金等

	5年度		6年度	
○国立大学法人運営費交付金	10,784億円	⇒	10,784億円	(▲0.0%)

少子化の影響等により、今後も高等教育機関への入学者数の減少が予測される中、国立大学も含め、大学は組織改革、経営改革について、積極的・戦略的に判断していく必要があるため、メリハリ付けの強化により、自らが意欲的に改革に取り組む大学を支援。

具体的には、大学改革のインセンティブとなるよう各国立大学の意欲的な教育研究組織の改革に関する取組について、自助努力に関する評価の厳格化とあわせて、最も評価の高い取組に対して支援を強化。

○国立大学経営改革促進事業	50億円	⇒	52億円	(+3.4%)
---------------	------	---	------	---------

学長のリーダーシップに基づく経営改革を加速するため、地域の中核となる大学が強みのある分野の研究力を強化し、博士課程教育の質向上にも波及させる取組や、トップレベルの教育研究を目指す大学がリソースの重点投資により研究力を向上させる取組等を支援。

(3) 私学助成

	5年度		6年度	
○私立大学等経常費補助	2,976億円	⇒	2,978億円	(+0.1%)

私立大学の厳しい経営環境を踏まえ、定員未充足の大学への配分の見直しによる財源を活用し、経営改革や連携に取り組むモデル校を重点支援（20億円）。経営改善につながった好事例は横展開しつつ、令和8年度からは、定員充足率や経営状況等が基準に満たない大学に「経営改革計画」の策定を求め、私学助成の適正化を図る。

○私立高等学校等経常費助成費等補助	1,020億円	⇒	1,012億円	(▲0.8%)
-------------------	---------	---	---------	---------

幼稚園教諭の処遇改善を引き続き支援するとともに、外部人材の活用等により教育の質向上に取り組む高校等への支援や、特別な支援が必要な幼児数の増加への対応を実施。

（4）国立高等専門学校

	5年度		6年度	
○国立高等専門学校機構運営費交付金	628億円	⇒	629億円	(+0.1%)
<p>高専教育の高度化のため、半導体等の成長分野のカリキュラム化や、実践的スタートアップ教育等により、人材育成体制を強化するとともに、海外で活躍できる技術者の育成支援等により高専の国際化を促進。</p>				

（5）高度専門人材の育成等

	5年度		6年度	
○大学の国際化によるソーシャルインパクト創出支援事業	—	⇒	18億円	(新規)
<p>大学が核となって地域と共に国際化を図ることにより、高度グローバル人材の育成・定着とその基盤となる人材が活躍できる共生社会の実現に向けた環境構築等を行う大学を支援。</p>				
○高度医療人材養成拠点形成事業	—	⇒	21億円	(新規)
<p>※ この他、5年度補正予算で140億円を計上 医学生及び医学系大学院生に対して、大学病院を活用したティーチング・アシスタント等として教育研究に参画する機会を創出する取組や、教育支援者等の活用による大学病院での診療参加型臨床実習の充実に係る取組を支援することにより、高度な臨床・研究能力を有する医師養成を促進。</p>				
○大学の世界展開力強化事業	13億円	⇒	13億円	(▲1.0%)
<p>※ この他、5年度補正予算で10億円を計上 戦略的に重要な国・地域との間で単位の相互認定等による質保証を伴った学生交流等を推進し、国際教育連携やネットワーク形成を支援する世界展開力強化事業について、教育研究力の高い大学を多く有するEU諸国との大学を軸とした人的交流を強化し、日本の大学教育のグローバル展開力を強化。</p>				

5.スポーツ関係予算**（1）地域スポーツ環境の総合的な整備・充実**

	5年度		6年度	
○運動部活動の地域連携・地域移行の推進	25億円	⇒	27億円	(+10.8%)
<p>※1 文化部活動を含めると5年度は28億円、6年度は32億円(+13.4%) ※2 この他、5年度補正予算で14億円(文化部活動を含めると15億円)を計上 休日の部活動の段階的な地域移行を進めるため、全国で実証事業を実施し、地域の実情に応じた多様な地域移行の方策や関係者間の連携について実践・検証するとともに、地域移行に資する学校施設の改修や中学校における部活動指導員の配置等を支援。</p>				

	5年度		6年度	
○アスリートの派遣等による体育授業等の 充実・高度化の促進	1億円	⇒	2億円	(+61.3%)
<p>アスリートとの直接交流を通じ、スポーツの意義を感じて子どもたちが自ら運動する意欲を喚起する教育手法の展開など、質の高い教育活動を進めていくため、アスリートの派遣を希望する学校等がスムーズに派遣を受けられる仕組みを構築。</p>				

（2）持続可能な競技力向上体制の確立

	5年度		6年度	
○競技力向上事業	101億円	⇒	102億円	(+1.5%)
<p>2024年パリ大会などの国際競技大会等における日本代表選手のメダル獲得に向け、各競技団体が行う日常的・継続的な強化活動を支援するほか、2028年ロサンゼルス大会等で活躍が期待される次世代アスリートの発掘・育成などの戦略的な取組に対する支援を実施。</p>				

	5年度		6年度	
○ハイパフォーマンス・サポート事業	12億円	⇒	15億円	(+26.5%)
<p>※この他、5年度補正予算で12億円を計上 スポーツ医・科学、情報等によるトップアスリート活躍のための専門的かつ高度な支援を実施するとともに、2024年パリ大会及び2026年ミラノ・コルティナ大会において、アスリート等が最終準備を行うための医・科学、情報等サポート拠点を設置。</p>				

	5年度		6年度	
○先端技術を活用したHPSC基盤強化事業	3億円	⇒	4億円	(+29.6%)
<p>ハイパフォーマンススポーツセンター（HPSC）が行うスポーツ医・科学支援機能を発展させ、スポーツ医・科学、情報等の知見に基づくコンディショニングサポートを行う上で必要なデータの計測等を場所や時間を問わずに行うことのできる仕組みについて実証研究等を実施。</p>				

6. 文化庁予算

（1）継承の危機に瀕する文化財保護の緊急強化

	5年度		6年度	
○適切な修理周期による文化財の継承の推進	250億円	⇒	250億円	(▲0.3%)
<p>※ この他、5年度補正予算で196億円を計上 国宝・重要文化財（建造物・美術工芸品）や史跡等を積極的に活用しながら次世代に確実に継承できるよう、適切な修理・整備や、防災・防火対策等に対する支援を実施。また、文化財の保護・活用のための寄付の受け皿を整備。</p>				

（2）グローバル展開やデジタル化などによる文化芸術活動の充実

	5年度		6年度	
○現代的課題に対応した劇場・音楽堂等の 総合的な機能強化の推進	—	⇒	27億円	(新規)
<p>※ この他、5年度補正予算で関連事業10億円を計上 劇場・音楽堂等における実演芸術の創造発信や人材養成、普及啓発、施設間のネットワーク形成や子供の鑑賞機会を提供する取組などへの支援を通じ、劇場・音楽堂等における地域の核及び芸術の拠点としての機能を強化。</p>				

	5年度	⇒	6年度	
○メディア芸術の創造・発信プラン	7億円		9億円	(+23.6%)
マンガ、アニメ、ゲーム等のメディア芸術分野におけるクリエイター等の育成のほか、全国の所蔵館等におけるアーカイブ化の取組を支援。また、セル画等の中間生成物の収集・保存・活用に係るモデル事業を実施。				

（3）文化振興を支える拠点等の整備・充実

	5年度	⇒	6年度	
○国立文化施設の機能強化等	324億円		323億円	(▲0.3%)
※ この他、5年度補正予算で20億円を計上				
我が国の文化芸術の創造及び伝承・保存の中核であり、文化観光の拠点である国立文化施設の機能を充実・強化。				

5 厚生労働省(こども家庭庁含む)

【参考・出典】財務省「令和6年度 社会保障関係予算のポイント」

https://www.mof.go.jp/policy/budget/budger_workflow/budget/fy2024/seifuan2024/index.html

1. 令和6年度社会保障関係費の全体像

令和6年度の社会保障関係費は、前年度(36.9兆円程度)から+8,500億円程度の37.7兆円程度となった。経済・物価動向等を踏まえつつ、社会保障関係費の実質的な伸びを高齢化による増加分におさめる方針に沿って計上(年金スライド分を除く高齢化による増は+3,700億円程度、年金スライド分の増は+3,500億円程度、制度改正に伴う消費税増収分+1,200億円程度)。

※ 高齢化による増にカウントされない、65歳未満の人口の減少に伴う社会保障関係費の減は、▲700億円程度(医療:▲200億円程度、保育給付等:▲500億円程度)

2. 令和6年度診療報酬・薬価等改定

診療報酬改定については、現場で働く幅広い方々の賃上げとして、令和6年度にベア2.5%(定昇分を入れれば4.0%)、令和7年度にベア2.0%(同3.5%)を実現するための措置を講ずる(改定率+0.89%程度(*))。また、財務局等による機動的調査で判明した診療所の良い経営状況等(⇒別紙3)を踏まえ、診療所を中心に管理料や処方箋料等の再編等による効率化・適正化を行う(改定率▲0.25%)。こうしたメリハリのある改定を行うことで、改定率を+0.88%(国費822億円)とする。

* 看護職員、リハビリ専門職等の医療関係職種の賃上げ: +0.61%

40歳未満の勤務医師・勤務歯科医師・薬局の勤務薬剤師、事務職員、歯科技工所等で従事する者の賃上げ: +0.28%程度

※ 国費822億円のうち、254億円は消費税財源(社会保障の充実)により対応。

薬価等については、イノベーションの更なる評価や後発医薬品等の安定供給確保に対応しつつ、市場実勢価格を反映する等により▲1.00%(国費▲1,202億円)とする。

3. 令和6年度介護報酬、障害福祉サービス等報酬改定

(介護報酬改定)

介護報酬改定については、介護現場で働く方々の処遇改善を着実に行いつつ、サービス毎の経営状況の違いも踏まえたメリハリのある対応を行うことで、改定率は全体で+1.59%(国費432億円)とする。

上記+1.59%のうち、介護職員の処遇改善分として+0.98%を措置(令和6年度にベア2.5%、令和7年度にベア2.0%を実現するために必要な水準)。その上で、賃上げ税制を活用しつつ、介護職員以外の処遇改善を実現できる水準として、その他の改定率+0.61%を措置。

このほか、改定率の外枠として、処遇改善加算の一本化による賃上げ効果や、光熱水費の基準費用額の増額による介護施設の増収効果として+0.45%相当の改定が見込まれ、合計すると+2.04%相当の改定となる。

※ 国費432億円のうち、245億円は消費税財源(社会保障の充実)により対応。後述の第1号保険料の見直しなどを財源として活用。

(障害福祉サービス等報酬改定)

令和6年度障害福祉サービス等報酬改定については、障害福祉分野の人材確保のため、介護並びの処遇改善を行うとともに、介護との収支差率の違いも勘案しつつ、新規参入が増加する中でのサービスの質の確保・向上を図る観点から、経営実態を踏まえたサービスの質等に応じたメリハリのある報酬設定を行うことにより、改定率は全体で+1.12%（国費 162 億円）とする。なお、改定率の外枠で処遇改善加算の一本化の効果等があり、それを合わせれば改定率+1.5%を上回る水準となる。

4. こども・子育て政策の抜本強化

「こども未来戦略」(令和5年12月22日閣議決定)において、予算規模3.6兆円(国・地方合計)に及ぶ政策強化の具体策である「加速化プラン」と、それを安定的に支える財源確保の枠組みを決定。スピード感を持って実行に移し、今後3年間(令和8年度まで)にその大半を実施していく方針。

令和6年度予算においては、歳出改革や既定予算の最大限の活用により財源を確保しつつ、以下の項目を中心に施策の充実を図り、「加速化プラン」3.6兆円のうち1.3兆円程度(約3割強)を実現。

(1) 「加速化プラン」のスピード感ある実行**① 児童手当の抜本的拡充 3,558 億円(拡充分)(総額:1兆5,246 億円)**

(一部、事業主拠出金)【年金特別会計】(注)公務員分除く

- ①所得制限の撤廃、②高校生年代までの支給期間の延長、③多子加算について第3子以降3万円(※)、とする抜本的拡充を行う。

※ 多子加算のカウント方法については、現在の高校生年代までの扱いを見直し、大学生に限らず、22歳年度末までの上の子について、親等の経済的負担がある場合をカウント対象とする。

- これら、抜本的拡充のための所要の法案を次期通常国会に提出し、令和6年10月分から実施する。その際、支払月を年3回から隔月(偶数月)の年6回とし、拡充後の初回支給を令和6年12月とする。
- 拡充後の財源構成については、令和8年度から創設されるこども・子育て支援納付金(仮称)を財源の一つとして位置づけることとし、現行制度における財源構成も踏まえつつ、以下のとおりとする(令和10年度以降の本則ベース)。
 - ・ 3歳未満被用者：支援納付金 3/5、子ども・子育て拠出金 2/5、
 - ・ 3歳未満非被用者：支援納付金 3/5、公費 2/5 (国 4/15、地方 2/15)、
 - ・ 3歳以上被用者・非被用者：支援納付金 1/3、公費 2/3 (国 4/9、地方 2/9)
- 支援納付金充充分(3,476 億円)について、支援納付金が満年度化するまでの間の財源不足には、必要に応じて、「こども・子育て支援特例公債」(仮称)を発行して充てることとし、令和6年度予算においては、インボイス制度導入に伴う消費税増収相当額の活用等により、発行額は2,219 億円。

② 妊娠・出産時からの支援強化

- 出産・子育て応援交付金 569 億円 (5年度:295 億円)〔満年度化〕
- 伴走型相談支援 56 億円 (5年度:50 億円)
 - － 妊娠時から出産・子育てまで一貫した伴走型相談支援と、妊娠届出・出産届出を行った妊婦等に対する経済的支援(計10万円相当)を一体として実施。
- 妊婦に対する遠方の分娩取扱施設への交通費及び宿泊費支援 5 億円(新規)
 - － 遠方の分娩取扱施設で出産する必要がある妊婦に対して、当該分娩取扱施設までの移動にかかる交通費及び宿泊費の助成を行う。

③ 幼児教育・保育の質の向上等【年金特別会計】

- 4・5歳児の職員配置基準の改善 118 億円(拡充分)
 - － 制度発足以来75年間一度も改善されてこなかった4・5歳児の職員配置基準については、令和6年度から30対1から25対1への改善を図り、それに対応する加算措置を設ける。また、これと併せて最低基準の改正を行う。
- 保育士・幼稚園教諭の処遇改善 764 億円(拡充分)(一部、事業主拠出金)
 - － 民間給与動向等を踏まえた更なる保育士等の処遇改善として、人事院勧告を踏まえた公定価格の引上げを実施(人件費の改定率は+5.2%)。
※ 令和5年度予算における改定率は+2.1%(所要額:305億円)
- こども誰でも通園制度(仮称)(5年度補正91億円)
 - － 本格実施を見据えた試行的事業について、令和5年度補正予算で措置し、令和5年度からの開始も可能とする。
 - － 令和8年度の本格実施後は、支援納付金を財源の一つとして位置づけることとし、その財源構成については、本制度が現物給付であり、地域によって提供体制の整備状況が異なることから、類似する現行制度も踏まえ公費により一部を負担し、支援納付金1/2・公費1/2(国1/4・都道府県1/8・市町村1/8)とする(令和10年度以降の本則ベース)。

④ 子ども・子育て拠出金(事業主拠出金)の用途拡大【年金特別会計】

「加速化プラン」を支える財源のうち既定予算の活用として、事業主拠出金の最大限の活用を図ることとし、現行料率(0.36%)の範囲内で用途を拡大。

- 放課後児童クラブの常勤職員の配置改善 173 億円(新規)
 - － 放課後児童クラブの安定的な運営を図る観点から運営費において、現行の補助基準額に加え、「常勤の放課後児童支援員を2名以上配置した場合」の補助基準額を創設。
- 病児保育事業の基本単価分の引上げ 8 億円(拡充分)
 - － 病児保育に係る保育士等の職務の特殊性等を踏まえ、基本分単価を引き上げ。
※ 0～2歳児に係る保育給付について、人事院勧告を踏まえた処遇改善に必要な額の半分に対応 345 億円(上記の保育士・幼稚園教諭の処遇改善の内数)

⑤ 多様な支援ニーズへの対応 526 億円(拡充分)

こどもの貧困、児童虐待防止、障害児・医療的ケア児支援など多様な支援ニーズを有する子ども・子育て世帯への支援について、支援基盤や自立支援の拡充に重点を置いて対応を強化するとともに、今後のニーズの増大にも対応し、必要な支援を確実に提供。

※ 令和5年度補正予算において、学習支援や食事支援などを前倒しで措置(84億円)

(主な施策)

➤ 児童扶養手当の拡充 35 億円(拡充分)

- 所得制限の見直し(年収ベース・子どもが1人の場合)
 - ・ 全部支給の所得限度額: 160万円→190万円
 - ・ 一部支給の所得限度額: 365万円→385万円
- 多子加算の見直し
 - ・ 第3子以降の加算額(現行6,250円)を第2子の加算(10,420円)と同額まで引き上げる。(注)加算額は、令和5年度の全部支給の場合の額

※ 給付額について、物価上昇に応じて適切に引き上げる。

※ 児童扶養手当の受給に連動した支援策(給付金や貸付など)について、所得が上がって手当の受給対象から外れた場合でも、1年間をめどに利用可能にする。

➤ 改正児童福祉法(令和6年4月施行)に基づく政策強化 73 億円(拡充分)

- 子ども家庭センターの全国展開による市町村の包括的な相談体制の整備
- 里親支援センターの創設による里親等支援の強化 等
- 子ども若者シェルターの確保 2 億円(新規)
 - 虐待等で家庭等から孤立した子ども・若者のための安全な居場所を確保し、相談支援等を実施
- こどもの補装具費支給制度の所得制限の撤廃 4 億円(拡充分、厚生労働省計上)
 - 所得制限を撤廃し、現在、全額自己負担となっている年収1,200万円以上の世帯も支援の対象とする。

⑥ 共働き・共育ての推進

➤ 育児休業給付の増 8,555 億円(5年度: 7,625 億円)【労働保険特別会計】

- 男性育休の取得促進等に伴う育児休業給付の支給額の増加
- 育児休業給付を支えるための財政基盤の強化 1,069 億円(5年度: 95 億円)
 - 国庫負担について、令和6年度から現行の1/80から本則の1/8に引き上げる
 - ※ 「社会保障の充実」枠の一部を財源として充当
 - 保険料率は、当面は現行の0.4%に据え置きつつ、今後の保険財政の悪化に備えて、本則料率を令和7年度から0.5%に引き上げる改正を行うとともに、実際の料率は保険財政の状況に応じて弾力的に調整する仕組みを導入

➤ 育児休業を支える体制整備を行う中小企業への支援

175 億円(5年度: 97 億円)【労働保険特別会計】

- 業務を代替する周囲の社員への応援手当の支給に関する助成を強化する(育児休業中の手当支給: 最大125万円)
 - ※ 両立支援等助成金(育休関連のコース)

(2) こども家庭庁予算

	令和4年度	令和5年度	令和6年度	R5→R6の増額
一般会計+年金特別会計 (純計)	46,871	48,104	52,832	+4,728
うち一般会計	39,045	39,691	41,457	+1,766

令和6年度のこども家庭庁予算 52,832 億円に育児休業給付の令和4年度からの増分 (+1,255 億円) を加えた額は、令和4年度のこども家庭庁予算 (46,871 億円) との比較で +7,216 億円の増加 (+15%)。

※ 「加速化プラン」を実施することにより、国のこども家庭庁予算 (2022 年度 4.7 兆円) は約 5 割増加すると見込まれる。「こども未来戦略」(令和5年12月22日閣議決定)

※ こども家庭庁の下に、2025 年度に、こども・子育て支援特別会計(いわゆる「こども金庫」)を創設し、既存の年金特別会計子ども・子育て支援勘定及び労働保険特別会計(育児休業給付)を統合しつつ、こども・子育て政策の全体像と費用負担の見える化を進める。

令和6年度における社会保障関係費等の歳出の目安の下での歳出改革による公費節減効果は国・地方で 0.19 兆円程度(令和5年度は 0.18 兆円程度)。

(参考)「こども未来戦略」における実質的な社会保険負担軽減効果

「こども未来戦略」においては、「高齢化等に伴い、医療・介護の給付の伸びが保険料の賦課ベースとなる雇用者報酬の伸びを上回っており、このギャップにより、保険料率は上昇している。若者・子育て世帯の手取り所得を増やすためにも、歳出改革と賃上げによりこのギャップを縮小し、保険料率の上昇を最大限抑制する」としている。

こうした中、「加速化プラン」の財源として、既定予算の最大限の活用等を行うほか、歳出改革による公費節減及び支援金制度の構築により確保していくこととされている。

支援金については、「歳出改革と賃上げによって実質的な社会保険負担軽減の効果を生じさせ、その範囲内で支援金制度を構築する」とされており、所要の法律案を次期通常国会に提出予定。

「実質的な社会保険負担軽減効果」については、2023 年度分及び 2024 年度分は合計 0.33 兆円程度となる。

2023 年度分 **▲0.15 兆円**

薬価改定 **▲0.15 兆円**

2024 年度分 **▲0.17 兆円**

薬価等改定/薬価制度見直し **▲0.26 兆円**

診療報酬改定※ +0.05 兆円

介護報酬改定※ +0.04 兆円

※医療従事者・介護従事者に対する処遇改善のための加算措置分を除く

5. 全世代型社会保障の実現等

今般閣議決定された「全世代型社会保障構築を目指す改革の道筋(改革工程)」や「改革工程表 2023」等に沿って、以下の項目を中心に全世代型社会保障の実現等に向けて進めていく。

(1) 働き方に中立的な社会保障制度等の構築

- いわゆる「年収の壁」については、社会全体で労働力を確保するとともに、労働者自身も希望どおり働くことのできる環境づくりに向けて、当面の対応策である「年収の壁・支援強化パッケージ」を着実に実行する。また、「年収の壁」を意識せずに働くことが可能となるよう、制度の見直しに取り組む。

(2) 医療制度改革

- イノベーションの更なる評価等を行うため、長期収載品の保険給付の在り方の見直しとして、選定療養の仕組みを導入し、後発医薬品の上市後5年以上経過したものの又は後発医薬品の置換率が50%以上となったものを対象に、後発医薬品の最高価格帯との価格差の4分の3までを保険給付の対象とすることとし、令和6年10月より施行する。
- 薬剤自己負担の見直し項目である「薬剤定額一部負担」「薬剤の種類に応じた自己負担の設定」「市販品類似の医薬品の保険給付の在り方の見直し」について、引き続き検討を行う。

(3) 介護制度改革

- 第1号保険料に係る見直しについては、被保険者間の所得再分配機能を強化するため、国の定める標準段階の多段階化、高所得者の標準乗率の引上げ、低所得者の標準乗率の引下げを行う。その際、制度内での所得再分配機能に係る対応が強まることを踏まえ、低所得者の負担軽減に活用されている公費の一部(国費191億円)について、現場の従事者の処遇改善をはじめとする介護に係る社会保障の充実に活用する。⇒ 別紙9
- 利用者負担が2割となる「一定以上所得」の判断基準の見直しについては、以下の内容につき、引き続き早急に、介護サービスは医療サービスと利用実態が異なること等を考慮しつつ、改めて総合的かつ多角的に検討を行い、第10期介護保険事業計画期間の開始(2027年度~)の前までに、結論を得る。
 - ① 利用者負担の「一定以上所得」(2割負担)の判断基準について、以下の案を軸としつつ、検討を行う。
 - ア: 直近の被保険者の所得等に応じた分布を踏まえ、一定の負担上限額を設けずとも、負担増に対応できると考えられる所得を有する利用者に限って、2割負担の対象とする。

- イ：負担増への配慮を行う観点から、当分の間、一定の負担上限額を設けた上で、アよりも広い範囲の利用者について、2割負担の対象とする。その上で、介護サービス利用等への影響を分析の上、負担上限額の在り方について、2028年度までに、必要な見直しの検討を行う。
- ② ①の検討にあたっては、介護保険における負担への金融資産の保有状況等の反映のあり方や、きめ細かい負担割合のあり方と併せて早急に検討を開始する。
- 介護老人保健施設及び介護医療院の多床室の室料負担の見直しについては、介護給付費分科会における議論を踏まえ、一部の施設(介護老人保健施設においては「その他型」及び「療養型」、介護医療院においては「Ⅱ型」)について、新たに室料負担(月額8千円相当)を導入する。その上で、引き続き、在宅との負担の公平性、各施設の機能や利用実態等を踏まえ、更なる見直しを含め必要な検討を行う。
- 全世代型社会保障構築を目指す改革の道筋(改革工程)に基づき、給付と負担の在り方の不断の見直しの観点から、ケアマネジメントに関する給付の在り方や、軽度者への生活援助サービス等に関する給付の在り方等について、第10期介護保険事業計画期間の開始までの間に(令和8年度予算編成過程等において)検討を行い、結論を得る。
- 介護施設の人員配置基準の見直しについては、介護給付費分科会の議論を踏まえ、ICT機器の活用等により、ケアの質の確保や職員の負担軽減等が行われていると認められる介護付き有料老人ホームにおける人員配置基準を特例的に柔軟化することとされた。引き続き、その他の介護施設(特別養護老人ホーム等)についても、今後の実証事業によって、介護付き有料老人ホームと同様に、介護ロボット・ICT機器の活用等による人員配置基準の特例的な柔軟化が可能である旨のエビデンスが確認された場合は、期中でも、人員配置基準の特例的な柔軟化を行う方向で、更なる見直しの検討を行う。

(4) 医療機関、介護施設等の経営情報の更なる見える化

- 医療法人の経営情報に関するデータベースについて、医療法人の会計年度が原則4月から翌年3月までとされており、2024年3月に決算を迎える医療法人からの報告状況等を踏まえ、必要な対応について検討を行う。
- 介護サービス事業者の経営情報に関するデータベースについて、2024年4月からの施行に向けて取り組むとともに、職種別の給与総額等について継続的に把握できるように対応について検討を行う。
- 障害福祉サービス等事業者や、幼稚園・保育所・認定こども園等の経営情報に関するデータベースについても、速やかに検討を進め、必要な措置を講じる。

6. その他各歳出分野における取組

各歳出分野において、メリハリ付けを行いつつ、必要な予算を措置。

(1) 医療

- ① **ドクターヘリの導入促進、ドクターカーの活用促進** 95 億円(5年度:87 億円)
- ドクターヘリの運行に必要な経費を確保するとともに、ドクターカーの活用促進に向けた検討を行う。
- ② **被用者保険への支援の拡充** 1,250 億円(5年度:820 億円)
- 医療保険制度改革に際し、他の制度における企業負担を勘案して、令和6年度から特例的に、健康保険組合への支援を430 億円追加。そのうち、企業の賃上げ努力に配慮した拠出金負担軽減補助に230 億円、健康保険組合連合会が実施する高額医療交付金事業に対する財政支援の制度化に100 億円、特別負担調整への国費充当の拡大に100 億円を措置。

(2) 介護

- ① **地域支援事業の推進等** 1,804 億円(5年度:1,933 億円)
- 地域包括ケアシステムの実現に向けて、高齢者の社会参加・介護予防に向けた取組、配食・見守り等の生活支援体制の整備、認知症の人への支援の仕組みづくり、在宅医療と介護の連携等を一体的に推進。
 - 直近の執行実績等を踏まえ、予算を縮減。
※ 今後、高齢者の地域における自立した日常生活の支援や社会参加を促進する観点から、介護予防・日常生活支援総合事業の充実を図るための見直しを検討。
- ② **地域医療介護総合確保基金(介護分)**
524 億円(公費)(5年度:734 億円(公費))
- 介護施設の整備や介護人材の確保等に向けて必要な事業を支援。
※ 令和5年度補正予算において、別途、介護分野へのICT・ロボットの導入等による生産性向上や経営の協働化等を通じた職場環境の改善を支援するため、351 億円を措置。
※ 本基金のほか、「介護事業所における生産性向上推進事業」(1.4 億円)等により、テクノロジーの導入や生産性の向上を推進。行政事業レビューにおける指摘を踏まえ、介護におけるデジタル技術の活用の加速化に向けた見直しを実施。 ⇒ 別紙10
- ③ **インセンティブ交付金(保険者機能強化推進交付金・介護保険保険者努力支援交付金)** 300 億円(5年度:350 億円)
- 保険者機能の強化に向け、市町村や都道府県による取組の客観的な評価結果に応じて交付金を交付し、予防・健康づくり等を充実させる財政的インセンティブを与えることにより、保険者等による高齢者の自立支援・重度化防止等を推進。
※ 保険者機能強化に向けた実効性の高い仕組みとする観点から、評価指標の整理・縮減、アウトプット・アウトカム指標への配点の重点化を図るなど、見直しを実施。

④ 認知症関連施策の推進 134 億円 (5年度:128 億円)

＜一部科学技術振興費における対応＞

- － 令和元年6月に政府においてとりまとめられた「認知症施策推進大綱」や、令和5年6月に成立した「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」に基づき、認知症施策を総合的かつ計画的に推進。

※ 一部①と重複。

- － 来年度は、以下の取組等を拡充。
 - ・ 共生社会の実現に向けた本人発信支援や地域づくり支援、認知症の人やその家族の相談支援体制と若年性認知症の人への支援体制の推進
 - ・ 認知症に対する早期発見・早期診断及び治療・進行抑制、介護方法、社会的課題の実態調査など、認知症施策推進のための研究等の推進
 - ・ 認知症疾患医療センターにおけるアルツハイマー病の新規治療薬の適正な使用体制の整備の推進

(3) 年金

○ 年金国庫負担 129,898 億円 (5年度:125,615 億円)

- － 基礎年金国庫負担(2分の1)等について措置。
- － 足もとの物価等の状況を勘案し、令和6年度の年金額改定率を2.9%と見込んで計上。

※ 令和6年度の実際の改定率は、令和5年の消費者物価指数が公表される令和6年1月中旬に確定。

(4) 障害者支援等

○ 地域生活支援事業等 505 億円 (5年度:507 億円)

- － 地方公共団体において、意思疎通支援などの障害者の地域生活を支援する事業について、基幹相談支援センター・地域生活支援拠点等整備促進事業の創設などの充実を行いつつ、地域の特性や利用者の状況に応じて実施。

(5) 労働市場改革の推進

① 非正規雇用労働者の処遇改善等(一般会計・労働保険特別会計)

＜一部中小企業対策費における対応＞

1,436 億円 (5年度:1,183 億円)

- － 非正規雇用労働者の企業内のキャリアアップを促進するため、正社員化の取組を実施した事業主に対する包括的な助成など、非正規労働者の処遇改善等を実施。

※ キャリアアップ助成金:1,106 億円 等

- － 最低賃金の継続的な引上げに向けた支援策については、労働保険特別会計の既存の助成金の賃上げ加算の設定等の関連施策を推進する方策について検討を行うとともに、業務改善助成金の在り方について必要な見直しを行う。

※ 業務改善助成金:8 億円 (5年度補正:180 億円) 等

② **リ・スキリングによる能力向上支援(一般会計・労働保険特別会計)**

1,468 億円(5年度:1,379 億円)

- 労働者に対する職業訓練を計画に沿って実施した場合に、訓練経費や訓練期間中の賃金の一部を助成するなど、リ・スキリングによる能力向上支援を実施。

※ 人材開発支援助成金:573 億円 等

③ **労働移動の円滑化等(一般会計・労働保険特別会計)**

619 億円(5年度:614 億円)

- 成長分野の業務や、一定の技能を必要とする未経験分野への就職を希望する就職困難者を雇い入れる事業主への支援による、成長分野への労働移動の円滑化の支援等を実施。

※ 特定求職者雇用開発助成金:143 億円 等

(6) その他

① **生活保護費負担金** 28,354 億円(5年度:28,301 億円)

- 被保護世帯の子どもが高等学校等卒業後に就職する際の新生活の立上げ費用に対する支援を創設。
- 就労自立給付金の算定方法を見直し、就労・増収等を通じた自立の取組を強化。

② **生活困窮者の自立支援** 531 億円(5年度:545 億円)

<一部デジタル庁計上分を含む>

- 生活困窮者自立支援法に基づき、生活困窮者に対する包括的な相談支援や就労支援等を実施。
- 自立相談支援事業及び就労準備・家計改善支援事業における補助体系を見直し、支援実績に応じた自治体への適切な支援を行うとともに、支援の質の向上を推進。

③ **重層的支援体制整備事業の実施** 555 億円(5年度:352 億円)

- 介護、障害、子ども・子育て、生活困窮の相談支援や地域づくりを一体的に行う包括的な支援体制を構築するとともに、多様な参加支援の推進等を行う重層的支援体制整備事業の実施を促進するほか、都道府県による市町村への後方支援、国による人材養成研修等を実施。

④ **困難な問題を抱える女性への支援** 26 億円(5年度:23 億円)

- 「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」(令和6年4月施行)に基づき、女性相談支援員による支援体制の強化や、女性自立支援施設への通所による支援のモデル事業等を実施。

⑤ **自殺総合対策の推進** 39 億円 (5 年度 : 37 億円)

＜一部その他の事項経費における対応＞

- － 地域の実情に応じ地方公共団体や民間団体が実施する SNS 等の相談対応や「子ども・若者の自殺危機対応チーム」の設置を支援するとともに、指定調査研究等法人において子どもの自殺に関する情報収集・調査分析等の体制を強化。

⑥ **「全ゲノム解析等実行計画 2022」の推進**

190 億円の内数 (5 年度 : 181 億円の内数)

＜科学技術振興費における対応＞

- － 昨年9月に策定された「全ゲノム解析等実行計画 2022」を着実に推進するため、がん・難病患者の全ゲノム解析等を実施するとともに、それによって得られたデータを活用した創薬・治療法の開発が進められるよう、情報基盤を構築。

⑦ **「女性の健康」ナショナルセンター機能の構築** 22 億円 (5 年度 : -)

- － 女性の健康や疾患について、病態の解明と予防及び治療に向けた研究を推進するため、国立研究開発法人国立成育医療研究センターにおいて、「女性の健康」に関する司令塔機能を担い、女性の体とこころのケアなどの支援等に関するモデル的な取組の均てん化を行う。

6 農林水産省

【参考・出典】財務省「令和6年度 農林水産関係予算のポイント」

https://www.mof.go.jp/policy/budget/budger_workflow/budget/fy2024/seifuan2024/index.html

1. 食料安全保障の強化

- 食料安全保障の強化に向け、安定的な輸入と適切な備蓄を組み合わせつつ、水田の畑地化支援による麦・大豆など畑作物の生産や肥料・飼料などの国内生産など、輸入依存からの脱却に向けた構造転換を推進。
- 地域の農業を担う経営体の規模拡大など、生産者の急減に備えた経営構造を確立するとともに、サービス事業体の育成・確保や省力化に対応したほ場整備など、生産基盤の維持・強化を推進。
- 持続可能な食料システムを構築する観点から、農産物等の適正な価格形成を推進するとともに、フードバンク等への未利用食品の提供支援など、地域の食品アクセスの確保に向けた環境整備等を推進。

【主な施策内容】

- (1) 過度な輸入依存からの脱却に向けた構造転換
 - ・ 水田の畑地化による麦、大豆、加工・業務用野菜等の本作化
 - ・ 国内資源の活用による肥料生産・化学肥料等の使用低減
 - ・ 国産飼料の生産・利用拡大、安定供給確保
 - ・ 米粉の利用拡大 等
- (2) 生産者の急減に備えた生産基盤の構造転換
 - ・ 将来の生産者の減少に備えた経営構造の確立
 - ・ 経営・技術等でサポートする事業体の育成・確保
 - ・ 省力化に対応した基盤整備・保全 等
- (3) 国民一人一人の食料安全保障の確立に向けた食料システムの構造転換
 - ・ 地域の食品アクセスの確保に向けた環境整備
 - ・ 適正な価格形成と国民理解醸成
 - ・ 安定的な輸入の確保 等

	令和5年度	令和6年度
○ 食料安全保障の強化に向けた対策	283 億円 ⇒	395 億円 (+39.2%)

2. 米の需給安定と水田の畑地化による畑作物の生産の推進

- 主食用米の需要が減少するなか、補助金によって飼料用米などへの転作を毎年繰り返している状況から脱却し、野菜や麦・大豆など、需要のある畑作物の生産へのシフトを進める必要。こうした観点から、水田を畑地化して野菜や麦・大豆など畑作物の生産に取り組む農業者を支援（畑作物の定着までの一定期間の支援や、土地改良区の地区除外決済金の支援等）。
- 水田活用の直接支払交付金については、令和5年度補正予算において畑地化を加速化したことに伴い、令和6年産における交付対象水田が減少することに加え、令和6年度より飼料用米の一般品種の支援単価が段階的に引き下げられること等を適切に予算額に反映。

	令和5年度		令和6年度	
○ 水田活用の直接支払交付金等	2,940億円	⇒	2,905億円	(▲1.2%)
うち畑地化促進助成	22億円	⇒	2億円	(▲90.9%)
○ コメ新市場開拓等促進事業	110億円	⇒	110億円	(±0.0%)
			(5年度補正)	
○ 畑地化促進事業			750億円	

3. 農業農村整備事業等による水田の畑地化の推進

一 生産性・収益性等の向上に向けて、農業農村整備事業等による水田の畑地化(麦・大豆、野菜等)を一層推進するため、畑地化・畑地の高機能化に係る基盤整備を進めるとともに、農地集積率や受益面積要件などの事業要件の見直しを実施し、農業農村整備事業全体としてリソース配分を畑地化に重点化。

	令和5年度		令和6年度	
○ 農業農村整備事業関係	4,457億円	⇒	4,463億円	(+0.1%)
うち畑地化・畑地の高機能化等の推進分			232億円	
			(5年度補正)	
○ 農業農村整備事業関係			1,777億円	
うち畑地化・畑地の高機能化等の推進分			460億円	

4. 畜産・酪農の安定的な経営の推進

一 飼料価格の高騰等による畜産・酪農の生産コストの上昇等に対し、肉用牛の繁殖・肥育や酪農等の経営安定を確保する観点から、各種経営安定対策に係る所要額を確保。また、物価高騰等による和牛肉の需要減少に対応するための新規需要開拓や、加工原料乳の仕向け先の需給ギャップ等に対応するための脱脂粉乳の需要確保、長命連産性の高い乳牛の導入による生乳の長期的な生産コストの抑制等を推進。

	令和5年度		令和6年度	
	(所要額)		(所要額)	
○ 肉用牛肥育経営安定交付金(牛マルキン)	977億円	⇒	977億円	(±0.0%)
○ 肉豚経営安定交付金(豚マルキン)	168億円	⇒	168億円	(±0.0%)
○ 肉用子牛生産者補給金等	662億円	⇒	662億円	(±0.0%)
○ 加工原料乳生産者補給金	375億円	⇒	377億円	(+0.7%)
			(5年度補正)	
○ 和牛肉需要拡大緊急対策事業			50億円	
○ 国産畜産物利用安定化対策事業			40億円	
○ 乳用牛長命連産性等向上緊急支援事業			50億円	

5. 農林水産物輸出の拡大

- 一 農林水産物・食品の輸出額を2025年に2兆円、2030年に5兆円とする目標を達成するため、輸出先国の多角化のための販路拡大や輸出支援プラットフォーム等を通じた現地の商流構築、品目団体による売り込み強化や包材等の規格化、輸出先国の規制やニーズに対応する大規模輸出産地の形成等を推進。

	令和5年度	⇒	令和6年度	
○ 農林水産物輸出の拡大に向けた支援	109億円		102億円	(▲6.5%)
			※5年度補正	360億円

6. 中山間地域等の課題への対応

- 一 高齢化や人口減少による中山間地域等の機能低下、荒廃農地の増大、鳥獣被害の発生等の課題に対応するため、農林水産業に関わる地域のコミュニティの維持と農山漁村の活性化・自立化、鳥獣被害の防止等に資する取組を支援。

	令和5年度	⇒	令和6年度	
○ 農山漁村振興交付金	91億円		84億円	(▲7.5%)
			※5年度補正	5億円
○ 中山間地域等直接支払交付金	261億円	⇒	261億円	(±0.0%)
○ 多面的機能支払交付金	487億円	⇒	486億円	(▲0.1%)
○ 鳥獣被害防止対策	97億円	⇒	100億円	(+3.1%)
			※5年度補正	50億円

7. 林業・木材産業の持続的成長の推進

- 一 カーボンニュートラルの実現及び花粉発生源対策にも資する森林資源の循環利用と適正な管理を推進するとともに、合法性・持続性の確保を前提とした国産材供給体制の強化や、建築用木材等の利用拡大に向けた環境整備を推進。

	令和5年度	⇒	令和6年度	
○ 森林整備事業	1,252億円		1,254億円	(+0.1%)
○ 林業・木材産業循環成長対策	71億円	⇒	64億円	(▲10.1%)
			(5年度補正)	
○ 林業・木材産業国際競争力強化総合対策			458億円	
○ 花粉の少ない森林への転換促進緊急総合対策			60億円	

8. 水産業の基盤強化の推進

一 不漁問題、燃油・飼料価格高騰等に対応する観点から、資源管理に取り組む漁業者に対する経営安定対策等を着実に実施するとともに、海洋環境の変化を踏まえた高度な資源評価の実現に向け、新たな技術も活用した資源調査体制の強化や水産資源管理体制の構築を推進。

	令和5年度	⇒	令和6年度	
○ 漁業収入安定対策事業	202億円	⇒	202億円	(±0.0%) ※5年度補正 225億円
○ 漁業経営セーフティーネット構築事業	18億円	⇒	18億円	(±0.0%) ※5年度補正 366億円
○ 水産資源管理の高度化に向けた取組	67億円	⇒	58億円	(▲13.2%)
○ 資源調査船代船建造			49億円	(5年度補正)

7 経済産業省

【参考・出典】財務省「令和6年度 経済産業、環境、司法・警察係予算のポイント」

https://www.mof.go.jp/policy/budget/budger_workflow/budget/fy2024/seifuan2024/index.html

1. 科学技術関係予算

- 生成A I 基盤モデルに関する研究開発事業 650.0 億円の内数(618.0 億円の内数)
 (国研) 産業技術総合研究所において、非言語領域(音響・画像・ロボティクス等)における生成A I 基盤モデルの構築等に必要の研究開発を実施。
- 懸賞金型研究開発事業 11.5 億円(6.0 億円)
 研究計画段階で審査・採択する従来の委託・助成形式ではなく、事前に明確な達成目標と成果報酬等を定めた懸賞広告を掲げ、野心的な挑戦を促し、目標を達成した上位者に対して懸賞金を交付する懸賞金型の研究開発を本格実施。
- サイバーセキュリティ経済基盤構築事業 20.2 億円(19.6 億円)
 深刻なサイバー攻撃を受けた組織に対し、(独)情報処理推進機構(IPA)のサイバーレスキュー隊により、被害状況を把握し、再発防止の対処方針を立てる等の初動対応支援などを実施。
- 独法等の監視に係る次期システム構築事業 57.2 億円(一)
 政府機関等におけるサイバーセキュリティ対策について政府横断的な立場から推進するため、独法等に対するサイバー攻撃等の監視に係る第二GSOC(※)システムの更改に必要となる詳細設計や構築を実施(※政府関係機関情報セキュリティ横断監視・即応調整チーム)。
- 国際博覧会事業 24.1 億円(23.7 億円)
 大阪・関西万博に向けた「日本政府館の建設等のための費用」20.0 億円、「会場内の安全確保に万全を期するための費用」1.9 億円等を計上。
 ※このほか、「博覧会国際事務局(BIE)分担金」0.1 億円を計上。

2. 中小企業対策予算

- 中小企業取引対策事業 27.9 億円(23.7 億円)
 適切な価格転嫁のため、下請Gメンを300名から330名に増強して取引実態を把握し指導を徹底するほか、「下請かけこみ寺」における相談対応等を実施。
【R5 補正】 8.3 億円
- 中小企業活性化・事業承継総合支援事業 146.0 億円(157.0 億円)
 「中小企業活性化協議会」における再生計画の策定支援、「事業承継・引継ぎ支援センター」におけるマッチング支援等を実施。
【R5 補正】 52.0 億円

- 成長型中小企業等研究開発支援事業（G o - T e c h事業） 128.5 億円（132.9 億円）
事業者が大学・公設試験研究機関等と連携して行う研究開発の取組の支援等を実施。
- 独立行政法人中小企業基盤整備機構運営費交付金 220.1 億円（183.5 億円）
新たに輸出に挑戦する事業者のための「新規輸出1万者支援プログラム」における伴走支援をはじめとする経営支援、事業活動に必要な助言・研修等を実施。
- 資金繰り支援 795.5 億円※（816.4 億円※）
※財務省計上分を含む
日本政策金融公庫による低利融資・資本金劣後ローン、信用保証協会による保証等を通じて、事業者の資金繰り支援を実施。
【R5 補正】 751.0 億円※
※財務省計上分を含む

(参考) 令和5年度補正予算における他の主な中小企業対策

- 中小企業省力化投資補助事業 1,000 億円
中小企業等が人手不足の中でも利益を確保し賃上げを実現できるよう、省力化投資に関して、カタログから選ぶような汎用製品の導入への簡易で即効性がある支援措置を実施。
※既存基金の活用等とあわせ5,000億円規模の省力化投資支援。
- 中小企業生産性革命推進事業 2,000 億円
革新的な製品・サービスの開発、業務効率化・インボイス制度対応等のためのITツールの導入、M&A時の専門家活用、小規模事業者の販路開拓等の支援を実施。

3. エネルギー対策予算

(1) 燃料安定供給対策(石油石炭税財源)

- 次世代燃料安定供給のためのトランジション促進事業 71.0 億円（66.0 億円）
次世代燃料（非化石）の製造・安定供給の確保のための環境整備や、自然災害に対する製油所の強靱化等を支援。また、カーボンニュートラル社会に対応した製油所等の事業再構築を促進。

(2) エネルギー需給構造高度化対策(石油石炭税財源)

- 洋上風力発電の導入促進に向けた採算性分析のための基礎調査事業 65.0 億円（36.0 億円）
洋上風力発電事業の実施可能性が見込まれる海域を対象として、洋上風力発電事業の採算を分析するために必要な基礎調査を実施。
- 化石燃料のゼロ・エミッション化に向けた持続可能な航空燃料（S A F）・燃料アンモニア生産・利用技術開発事業 89.0 億円（70.8 億円）
CO₂排出削減に寄与する持続可能な航空燃料（S A F）の生産技術開発や、燃焼してもCO₂を排出しないアンモニアを燃料として利用するための生産・利用技術開発を実施する。

(3)GX(GX経済移行債)

- 蓄電池の製造サプライチェーン強靱化事業 2,300.0億円(－)
自動車等のモビリティの電動化等に不可欠な蓄電池・部素材等の設備投資・技術開発を支援。
【R5補正】2,658.0億円

- 次世代型太陽電池等のサプライチェーン構築事業 548.0億円(－)
ビルの壁面などに設置可能な軽量で柔軟なペロブスカイト太陽電池の開発を支援。

- 鉄・化学等製造業の製造プロセス転換事業 327.0億円(－)
CO₂の発生を抑える製鉄手法(高炉からの革新電炉化や水素還元等)の導入に必要な設備投資を支援。

8 国土交通省

【参考・出典】財務省「令和6年度 国土交通省・公共事業関係予算のポイント」

https://www.mof.go.jp/policy/budget/budger_workflow/budget/fy2024/seifuan2024/index.html

1. 防災・減災・国土強靱化の推進等

(1) ハード・ソフト一体による防災・減災、国土強靱化対策

① 公共事業関係費

60,801億円 ⇒ 60,828億円(+26億円、+0.0%)

(参考)令和5年度補正予算 22,009億円

- 6年度の公共事業関係費は、5年度補正とあわせて安定的に確保。ハード整備に加え、新技術を活用した線状降水帯の予測強化などソフト対策との一体的な取組により、防災・減災、国土強靱化を推進。

※ 国土強靱化への重点化

公共事業関係費のうち国土強靱化関係予算

39,698億円 ⇒ 40,330億円(+632億円、+1.6%)

- 公共事業関係費のうち防災・減災、国土強靱化関係予算として、国土強靱化基本計画(令和5年7月閣議決定)に関連した事業へ重点化。

② 線状降水帯の予測精度向上等に向けた取組の強化等

198億円 ⇒ 204億円(+6億円、+2.9%)

(参考)令和5年度補正予算(デジタル庁込み) 290億円

- 近年頻発する線状降水帯の予測精度向上等を行うため、大気の大気観測機能などの最新技術を導入した次期静止気象衛星の製造、気象庁スーパーコンピュータ等を活用した予測技術の開発等を着実に推進。令和6年からは、県単位で半日前から線状降水帯の予測が可能となる見込み。

③ ダムの事前放流の取組を踏まえた事業採択プロセスの見直し

- ダムの事前放流の取組の進展等を踏まえ、今後のダムの改造・新設の検討に当たっては、事前放流の更なる活用や放流操作の最適化など既存のダムを最大限活用することを検討・検証することとし、検討結果を踏まえて、新規採択の適否の評価を行うよう事業採択プロセスを見直し。

④ 地方整備局等の執行体制の強化

23,753人 ⇒ 23,835人 (+82人)

- 大規模自然災害からの復旧・復興や自然災害発生時におけるTEC-FORCEの被災自治体への派遣に加え、地域の防災・減災、国土強靱化の取組の推進を図る観点から、地方整備局等の人員を増員し体制を強化。

(2) 防災・減災効果を効率的に高める取組

① 災害の危険性の高い地域への住宅支援の見直し

- ・ 防災・減災効果を高める観点から、新築住宅に対する各種支援に関し、市街化調整区域かつ災害イエローゾーン(土砂災害又は洪水浸水想定3m以上の区域)といった災害の危険性の高い地域に建てられる新築住宅への補助額を半額とする。

② 立地適正化計画の未策定地域への支援措置の見直し

- ・ 自治体による立地適正化計画の策定を促し、防災・減災に配慮した居住誘導を進める観点から、立地適正化計画を策定しておらず、策定に向けた具体的な取組等も行っていない自治体については、原則として、令和7年度以降は社会資本整備総合交付金について、道路事業、下水道事業、市街地整備事業(※先行して6年度以降)など分野横断的に、その重点配分対象としないこととする。

③ 防災集団移転促進事業の拡充

1億円 ⇒ 6億円(+ 5億円、 +346.3%)

- ・ 津波による災害の危険性の高い地域において、事前防災の観点から住居の集団的移転を促進するため、防災集団移転促進事業について、津波災害特別警戒区域への指定等を行った場合に、5戸以上の小規模な移転を可能とするとともに、補助対象経費の限度額を引き上げる。

④ 土地利用規制等を組み合わせた治水対策

73億円 ⇒ 180億円(+ 107億円、 +145.7%)

- ・ 特定都市河川・流域の指定を通じて総合的な流域治水対策を加速させるため、指定地域を対象とする事業に重点化。更に、治水対策にあたり、特定都市河川法の浸水被害防止区域等の設定による土地利用規制と、輪中堤・宅地の嵩上げ等を組み合わせることにより、治水対策の時間を短縮し、コストを縮減できるよう事業メニューを拡充。

⑤ 土地利用規制等を組み合わせた津波・高潮対策の推進

- ・ 海岸堤防等の津波・高潮対策については、ハード面の対策と土地利用規制等のソフト面の対策を組み合わせた総合的な対策を推進するため、高潮浸水想定区域や津波災害警戒区域の指定等を実施した地域を対象とすることを要件化。

(3) 上下水道一体での効率的な事業の推進

30億円(皆増)

- ・ 令和6年4月より、水道整備・管理行政が厚生労働省から国土交通省に移管されることを契機に、上下水道一体による効率的な取組を推進するため、上下水道一体での効率的な事業実施に向けた計画策定、上下水道一体でのウォーターPPPの取組や新技術を活用した業務効率化などを支援する、新たな補助事業を創設する。

2. 持続的な成長に向けた取組

(1) 国際コンテナ戦略港湾等の機能強化

633億円 ⇒ 639億円(+ 5億円、 +0.8%)

- 国際コンテナ戦略港湾(京浜港・阪神港)に寄港する国際基幹航路の維持・拡大を図り、我が国立地企業のサプライチェーンを安定化すること等を通じて、我が国産業の国際競争力を強化するため、
 - 船舶の大型化に対応したコンテナターミナルの整備等を集中的に実施するとともに、
 - AIの活用等による港湾業務の自動化・省力化や物流手続の電子化、コンテナターミナルの一体利用の促進を通じて、港湾物流における生産性向上を促進。

(2) 空港の国際競争力の強化等

① 空港の国際競争力の強化

756億円 ⇒ 864億円(+107億円、 +14.2%)

【自動車安全特別会計(空港整備勘定)】

- 羽田空港において、京急空港線引上線やJR東日本羽田空港アクセス線等の整備を引き続き実施するほか、中部空港の現滑走路の大規模補修に向けた代替滑走路の整備等を実施。

② 空港使用料の軽減

- 航空旅客需要が回復しつつある中、航空会社の安定的な事業運営の下、インバウンド増大に向けた航空会社の機材投資等を引き続き後押しするため、国内線の空港使用料(着陸料及び航行援助施設利用料)を軽減(100億円)。

※ 令和3年度から令和6年度における空港使用料の減免による特会の歳入の減少を踏まえ、その回復を図るため、令和7年度から令和18年度にかけて空港使用料を適正な水準に設定。

(3) 整備新幹線の整備の推進

① 整備新幹線の着実な整備

804億円 ⇒ 804億円(± 0億円、 ±0.0%)

- 北海道新幹線(新函館北斗・札幌間)について、整備を着実に推進。

② 北陸新幹線事業推進調査

12億円 ⇒ 14億円(+ 2億円、 +16.2%)

- 北陸新幹線(敦賀・新大阪間)について、従来、工事実施計画の認可後に行っていた調査も含め、施工上の課題を解決するための調査を先行的・集中的に実施。

(4) 都市鉄道ネットワークの充実

148億円 ⇒ 153億円(+ 5億円、 +3.2%)

- 大都市圏の中心部における移動の円滑化や通勤・通学混雑の緩和等を図るため、なにわ筋線の整備や東京メトロ有楽町線・南北線の延伸整備を推進するほか、地下鉄バリアフリー化等を推進。

(5) インバウンド消費額5兆円目標の早期達成に向けた観光施策の推進

310億円 ⇒ 540億円(+ 231億円、 +74.4%)

うち国際観光旅客税財源 200億円 ⇒ 440億円(+ 240億円、 +120.0%)

- 訪日旅行消費額年間5兆円の目標の早期達成に向け、国際観光旅客税を活用し、円滑な出入国・通関等の環境整備、多言語対応や、地域の自然環境・文化財を活かした付加価値の高いコンテンツの創出などを推進。

3. 担い手の確保・賃上げ等への対応

(1) 建設業の担い手の確保

① 公共工事における賃上げ等への対応

- 公共工事の設計労務単価は、11年連続で引き上げ、5年度は+5.2%。6年度も賃金上昇の実勢等を反映して来年2月に改定予定。また、民間工事を含め、下請業者に対して適切な労務費が支払われるよう、法改正案を次期通常国会に提出予定。

② 建設業の働き方改革の推進

2億円 ⇒ 2億円(▲ 0億円、 ▲4.6%)

(参考)令和5年度補正予算 2億円

- 建設業の「2024年問題」への対応や魅力的な産業の実現に向け、働き方改革の推進に関する実態調査や処遇改善に向けた周知・啓発等を実施。

(2) 物流の革新の実現に向けた取組

2億円 ⇒ 2億円(+ 0億円、 +5.4%)

この他、財政融資112億円(+92億円、+460.0%)、産業投資10億円(皆増)

(参考)令和5年度補正予算 159億円

- 物流の停滞が懸念される「2024年問題」に対応するため、「物流革新に向けた政策パッケージ」(令和5年6月2日関係閣僚会議決定)等に基づき、商慣行の見直しや物流の効率化等について、抜本的・総合的な対策を推進。
- トラックドライバーの賃上げに向け、法律に基づく「標準的な運賃」を8%引上げ予定であるとともに、その浸透・徹底のためトラックGMENによる荷主・元請事業者への監視を強化。

(3) 内航海運業への支援及び船員養成

内航海運業への支援 2億円(皆増)

- 物流の「2024年問題」を踏まえてモーダルシフトを進める中、内航海運がDXやGXといった社会変容や船員の高齢化といった課題に対応するため、内航海運の生産性向上等に資する技術開発や質の高い船員教育を支援。

(4) 地域公共交通の維持・活性化

① 地域公共交通確保維持改善事業

207億円 ⇒ 208億円 (+ 1億円、 +0.3%)

(参考)令和5年度補正予算 319億円

- ・ 従来の乗合バス等の運行費支援に加え、地方自治体が交通事業者在一定エリアの公共交通を一括して長期で運行委託(エリア一括協定運行)する場合への支援を実施するほか、賃上げ等のための運賃改定を実施する乗合バス事業者に対する支援を強化。

② 地域公共交通再構築事業

社会資本整備総合交付金(地域公共交通再構築事業) 5,065億円の内数

- ・ 地域づくりの一環として、持続可能性・利便性・効率性の高い地域公共交通ネットワークの再構築に必要な鉄道・バス施設のインフラ整備等に取り組む地方自治体を支援。

(5) 空港業務(保安検査、グランドハンドリング)の体制強化

保安検査の量的・質的向上の推進 79億円 ⇒ 135億円 (+ 55億円、 +70.1%)

【自動車安全特別会計(空港整備勘定)】

空港受入環境整備等の推進 3億円 ⇒ 3億円 (+ 1億円、 +17.9%)

- ・ 今後の航空需要の回復・増大に対応するため、旅客の利便性向上を図りつつ、確実かつ効率的に保安検査を実施できるよう、国管理空港等の保安料の引上げ等により、保安検査員の処遇改善に関する支援や先進的な検査機器の導入を促進。
- ・ 空港業務を担うグランドハンドリング事業者について、エアラインからの委託料引上げによる処遇改善を促すとともに、事業者の系列の垣根を超えて人材確保・育成や資機材調達などを支援。

4. 国民の安全・安心の確保

(1) 海上保安能力の抜本的強化

2,431億円 ⇒ 2,611億円 (+ 180億円、 +7.4%)

- ・ 「海上保安能力強化に関する方針」(令和4年12月16日関係閣僚会議決定)に基づき、尖閣領海警備能力や広域海洋監視能力の強化などの海上保安能力の強化を推進。
 - ① 尖閣領海警備や広域海洋監視などの能力強化
 - i) 大型巡視船8隻の増強
 - ii) 中型ヘリコプター1機の増強等
 - ② 業務基盤の整備
 - i) ヘリコプター搭載型巡視船2隻の代替
 - ii) 能力強化に必要な定員など、107人の純増等

(2) 一般会計から自動車安全特別会計への繰戻し

60億円 ⇒ 65億円 (+ 6億円、 +9.2%)

(参考)令和5年度補正予算 13億円

- 令和3年12月に財務大臣・国土交通大臣間で合意された内容(※)を踏まえ、被害者支援事業等が安定的、継続的に将来にわたって実施されるよう、引き続き繰戻しを実施。

(※) 財務大臣・国土交通大臣間合意(令和3年12月22日)(抄)

- 毎年度の具体的な繰戻額については、令和4年度予算における繰戻額の水準を踏まえ、(中略)財務省及び国土交通省が協議の上、決定することとする。
- 一般会計からの繰戻しに継続して取り組む
(注) 令和4年度予算における繰戻額：54億円

(3) 通学路における交通安全対策の推進

555億円 ⇒ 555億円 (± 0億円、 ±0.0%)

- 令和3年に実施した通学路合同点検の結果も踏まえて実施している、速度規制等のソフト対策と歩道整備等のハード対策を適切に組み合わせた効果的な交通安全対策を着実に推進。(令和5年9月末時点において、約8割の箇所について対策済。)

9 環境省

【参考・出典】財務省「令和6年度 経済産業、環境、司法・警察係予算のポイント」

https://www.mof.go.jp/policy/budget/budger_workflow/budget/fy2024/seifuan2024/index.html

1. エネルギー対策予算

※以下の項目において、「★」を付した事業はGX。

○ 地域脱炭素推進交付金

地域脱炭素移行・再エネ推進交付金 365.2 億円 (320.0 億円)

特定地域脱炭素移行加速化交付金 60.0 億円 (30.0 億円) ★

令和4年度に創設された地域脱炭素移行・再エネ推進交付金について、先行的取組の効果的な横展開に繋がるよう取組の類型化・選定基準の見直し等を行った上で拡充するとともに、GX実現に向けた政府投資として、自営線を用いたマイクログリッドの構築を支援する交付金(特定地域脱炭素移行加速化交付金)を増額し、経済成長と地域脱炭素の両立を推進。

【R5 補正】地域脱炭素移行・再エネ推進交付金 135.0 億円 (エネ特)

○ 「デコ活」(脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動) 推進事業

36.0 億円 (新規)

脱炭素と質の高い暮らしを実現するため、「新しい豊かな暮らし」を支える製品・サービスを社会実装するためのプロジェクトの展開やナッジ×デジタルによるライフスタイル転換等を推進する、新しい国民運動、「デコ活」による国民・消費者のライフスタイルの変革を推進。

【R6 予算】 1.6 億円 (一般会計)

【R5 補正】 1.8 億円 (エネ特)

【R5 補正】 3.3 億円 (一般会計)

○ 住宅のZEH・省CO₂化促進事業

110.0 億円 (100.0 億円)

脱炭素社会の実現には、我が国のエネルギー消費の約15%を占める家庭部門の取組が重要であり、家庭部門のCO₂削減目標達成に貢献するため、令和5年度補正予算に計上した断熱窓改修支援(GX)等とあわせて、住宅のZEH(ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス)化及び断熱リフォームを支援。

【R5 補正】 13.9 億円 (エネ特)

【R5 補正】 1,350.0 億円 (エネ特) ★

○ 脱炭素移行に向けた二国間クレジット制度（JCM）促進事業

142.7 億円（137.7 億円）

2030 年度温室効果ガス削減目標と JCM パートナー国を世界全体で 30 か国へ拡大する目標等を踏まえ、日本企業による優れた脱炭素技術のパートナー国への導入を促進することで途上国等へのインフラ導入と排出量削減を支援。

【R5 補正】 2.0 億円（一般会計）

【R5 補正】 27.0 億円（エネ特）

○ 先進的な資源循環投資促進事業

50.0 億円（新規）★

先進的な資源循環技術・設備の導入支援により、蓄電池等の革新的GX製品の生産に不可欠な原材料の国内資源循環による安定供給等を実現し、脱炭素化と資源循環投資を促進。

2. 公共事業関係費

○ 一般廃棄物処理施設の整備

279.9 億円（279.1 億円）

（非公共 6.0 億円（7.0 億円）を含む）

一般廃棄物処理施設について、平成当初以降にダイオキシン類対策等のために整備した施設の老朽化による更新需要に対応するため、更なる広域化・集約化に取り組む都道府県向けに計画策定支援事業を新設した上で、エネルギー対策特別会計等も活用して、廃棄物処理施設の災害強靱化や地球温暖化対策の強化を推進。

【R6 予算】 215.3 億円（エネ特）

【R5 補正】 805.6 億円（一般会計）※

【R5 補正】 229.4 億円（エネ特）

※内閣府・国土交通省計上分を含む

○ 自然公園等事業費

77.6 億円（77.6 億円）

老朽化した自然公園等施設について、利用施設の整備を行うとともに、緊急避難場所の改修による防災機能の強化等を実施。あわせて、国際観光旅客税も活用しつつ、国立公園満喫プロジェクト等として、自然を満喫するアクティビティの充実、入域料等の国立公園の利用者負担の仕組みづくりの推進等により、国立公園の保護と利用の好循環を創出。

【R5 補正】 39.8 億円

3. 科学技術振興費・その他経費

○ 国立環境研究所運営費交付金

171.6 億円（165.7 億円）

気候変動の影響及び適応に関する調査・研究を推進するとともに、PFAS（有機フッ素化合物）などの現下の環境問題対応のために必要となる研究基盤構築等を推進。

【R5 補正】 9.5 億円

○ PFAS 対策推進費

1.8 億円（0.7 億円）

PFAS（有機フッ素化合物）による健康影響を防止するため、専門家会議のとりまとめを受け、PFASの有害性等に関する科学的知見を充実させ、科学的根拠に基づく対策を推進。

【R5 補正】 1.5 億円

- 熱中症対策推進事業 4.0 億円 (2.3 億円)
改正気候変動適応法により創設された熱中症特別警戒情報等の新制度を普及・推進し、警戒情報等を的確かつ迅速に発表するための調査・検討、地域の熱中症対策強化等を実施。

- ネイチャーポジティブ関係予算 34.0 億円 (21.2 億円)
(エネ特 7.2 億円 (新規) を含む)
2030 年までに生物多様性の損失を止め、回復軌道に反転させる「ネイチャーポジティブ」の実現を目指すため、国立公園等の保護地域拡充やOECM (※) の設定等を推進。
※OECM：保護地域以外の生物多様性保全に資する地域（民間の取組等により生物多様性の保全が図られている森林や里山等の区域）

第3部 団体からの要望等

令和6年度予算編成及び地方財政対策について

令和5年12月18日

地方六団体

我が国の景気は、雇用・所得環境が改善する下で、各種政策の効果もあって、このところ一部に足踏みもみられるが、緩やかに回復している。しかしながら、物価高等の影響で依然として厳しい状況にあり、今後の地方財政運営は相当厳しいものになることが想定される。

地方はこれまで高齢化の進展等に伴う社会保障関係費の増嵩分について、給与関係経費や投資的経費など国を相当に上回る懸命な歳出削減努力により吸収するなどして、地域の実情に沿ったきめ細かな行政サービスを提供してきた。

加えて、深刻さを増す少子化への対応や足元の物価高対策、新型コロナウイルス感染症の5類移行後の対応はもとより、デジタル田園都市国家構想・地方創生の実現、脱炭素化の推進、頻発する大規模な自然災害等への対応や強靱な国土づくり、持続可能な社会保障制度づくりなどの本来的な課題の解消についても、手を止めることなく進めていく必要がある。

こうした現下の状況を十分に踏まえ、国においては、以下の抜本的な対策を講じられたい。

- こども・子育て政策の強化
- 総合経済対策等について
- 新型コロナウイルス感染症対策
- 地方の安定的な財政運営に必要な地方交付税等の
一般財源総額の確保・充実
- デジタル田園都市国家構想・地方創生の推進
- デジタル化の推進
- 脱炭素社会の実現に向けた取組
- 防災・減災対策の推進と強靱な国土づくり
- 持続可能な社会保障の基盤づくり
- 次世代を担う「人への投資」
- 地方分権改革の着実な推進
- 多様な人材が地方議会に参画するための環境整備の推進

□ こども・子育て政策の強化

- こども家庭庁の強いリーダーシップの下、「こどもまんなか社会」の実現に向け、こども関連政策を円滑・強力に推進すること。また、こども・子育て政策の強化に向けては、国と地方が実務レベルも含め丁寧な調整や意見交換・協議を行うなど、真に実効性ある取組が展開できるよう、地方の意見を反映すること。
- 「こども未来戦略方針」の推進に向けては、地方の実態を十分に踏まえた上で検討を進めること。
- こども関連予算をこども一人当たりの家族関係支出で見てOECDトップ水準に引き上げるべく、早期に3.6兆円規模の増額をするとともに、企業を含め社会・経済の参加者全員が連帯し、公平な立場で、広く負担していく新たな枠組みを含め、財源の安定確保に向けて、国の責任において幅広く検討すること。
- 「こども・子育て支援加速化プラン」には、児童手当の拡充、こども医療費助成に係る国民健康保険の国庫負担減額調整措置の廃止、こども誰でも通園制度（仮称）の創設など、地方自治体に大きな影響を及ぼす各種施策が盛り込まれている。
同プランで示されたような全国一律で行う施策の実施に必要な財源については、地域間格差が生じることのないよう、地方負担分も含めて国の責任において確実に確保すること。
- こども・子育て政策の強化に向けては、全国一律で行う施策と地方がその実情に応じて行うきめ細かな事業が組み合わせることが効果的であり、地方が行うサービスの提供などについても、地方自治体の創意工夫が活かせるよう、長期的・安定的な地方財源の確保・充実を図ること。
- 「こども・子育て支援加速化プラン」を支える安定的な財源の確保のための歳出改革等については、地方の意見を十分に聞きながら検討すること。
- 児童手当の拡充の実施に当たっては、現場が混乱することなく円滑な給付が可能となるよう、地方自治体の準備に必要な情報やスケジュールを早期に示すとともに、システム改修費、事務費等に対する財政措置を含め必

要な支援を行うこと。

- こども医療費助成に係る国民健康保険の国庫負担の減額調整措置の廃止に当たっては、国民健康保険における他の制度等に支障を生じさせることなく、早期に実施すること。
- 保育士の職員配置基準の見直しやこども誰でも通園制度（仮称）の検討に当たっては、地方自治体によって保育士の人材不足の状況や施設の収容状況等がそれぞれ異なるため、地域の実情も十分に踏まえ、それぞれの自治体が問題なく実施できるような制度にすること。
- こども基本法の掲げる基本理念に則り、全てのこどもが自立した個人として尊重され、その最善の利益が優先して考慮されるこどもまんなかの社会環境づくりに向けて、国民や事業者等の関心と理解を深めるための周知・啓発等を行うこと。
- 少子化対策の抜本強化に向け、多様な保育サービスの拡充、こどもに関わる全国一律の医療費助成制度の創設、幼児教育・保育の無償化の制度充実・改善・対象範囲の拡大、認可外保育施設の質の確保・向上等を図るとともに、「地域少子化対策重点推進交付金」の更なる補助率の引上げや運用の弾力化など、子育て支援の充実を図ること。
- 家庭の環境や経済状況に関わらず、全てのこどもが希望する教育を受けられるよう、高等学校等就学支援金の支給対象拡大や上限額の引上げ、高校生等奨学給付金や高等教育の修学支援新制度の拡充等、高等学校・大学・専門学校等に関する教育費の更なる負担軽減を図るとともに、教育環境の整備について更なる支援を行うこと。また、こども・若者の健やかな成長、社会性や自己肯定感の形成に必要な自然・文化・社会交流などの体験活動に対して積極的に支援すること。
- 更なる待機児童の解消や年度途中の保育ニーズ等への対応を図るため、他産業と遜色のない水準へのより一層の処遇改善や研修充実等による幅広い保育人材の育成・確保、施設整備費等に対する財政措置、公定価格における定員超過による減算措置の撤廃など、あらゆる支援措置を国の責任において講じること。また、在宅で育児をする世帯など、多様な保育形態の公平性に配慮し、子育て支援拠点事業等への財政措置の充実を図ること。

- 放課後児童クラブについて、待機児童の解消や児童の安全確保を図るため、国の責任において施設整備や放課後児童支援員の確保に資する安定的な財源を確保するとともに、処遇改善に係る補助の拡充や補助要件の緩和など対策の充実・強化を図ること。
- 不妊・不育症治療等について、これまでの助成制度より自己負担額が増加する場合もあることから、保険適用されたことによる影響を調査した上で、保険適用範囲の拡充など保険制度の見直しによる改善を図ること。また、独自に助成などの支援を行う地方自治体への財政的支援を講じること。
- 心身ともに負担の大きい産後の母親が一時的に育児から離れ、心身ともに回復できるよう、産後ケア事業の制度拡充を図るとともに、レスパイトケアなどの更なる充実を図ること。また、住む地域等に関係なく、妊産婦やこどもたちの命、健康が等しく守られるよう、妊産婦や新生児、乳幼児への検査・健診の制度設計を行うとともに、安定的かつ十分な財政措置を講じること。
- いじめや不登校、ヤングケアラーや医療的ケア児などの困難な環境にあるこどもたち、日本語指導が必要なこどもたちへの支援を総合的に推進するため、NPOやフリースクールなど学校以外の多様な居場所や学びの場の整備について、支援のための仕組みを構築するとともに、教員加配の更なる拡充を図るほか、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、医療的ケア看護職員、医療的ケア児支援センター業務を行う医療的ケア児等コーディネーターの配置拡充について、補助率の引上げを含め、必要な財源を国の責任において確保すること。
- こどもの自殺対策を効果的に講じるため、こどもたちの特性及び地域の特性に応じた自殺実態の分析を進めること。また、分析結果も踏まえた多角的な視点での対策が必要となることから、こどもの自殺対策が更に進むよう、財政支援の充実を図ること。
- 妊娠時から出産・子育てにおける伴走型相談支援については、里帰り出産など住居地以外でも適切な支援が受けられるよう、必要な財政措置も含め制度化を図ること。

- 出産や子育て等との両立を推進するため、勤務間インターバル制度や選択的週休3日制度の導入等による長時間労働の是正、時間単位年次有給休暇やテレワークなどの多様で柔軟な働き方の制度化、男女問わず育児休業等が取得しやすい環境整備が促進されるよう、特に人的・金銭的制約の多い中小企業への支援を強化するとともに、社会全体における機運の醸成を図ること。また、男女がともに子育てしながら、希望に応じたキャリア形成を可能とする仕組みを構築すること。

□ 総合経済対策等について

- 現下の物価高から地域の生活・経済を守るため、令和5年11月2日に閣議決定された「デフレ完全脱却のための総合経済対策」を着実に実施するとともに、今後の経済状況等も踏まえ、引き続き必要な対策を適時的確に講じること。
- 総合経済対策による定額減税について、個人住民税の減収額を地方特例交付金により確実に全額国費で補填すること。また、所得税の減税に伴い、所得税収の約3割を原資とする地方交付税が減額となることが強く懸念されるが、「地方固有の財源」である地方交付税の本旨に鑑み、地方行政サービスに支障を来すことのないよう、国の責任において確実に補填すること。
- 総合経済対策による減税や給付の制度設計に当たっては、事務が円滑かつ効果的に実施されるよう配慮するとともに、早期に方針を示すこと。また、地方において生じるシステム改修費や事務負担の増大に対し、適切に財政措置を講じること。
- 地方に対する交付金については、地域の実情に応じた幅広い対策を継続的かつ機動的に講じることができるよう、今後の経済の状況等も踏まえ、必要な財源措置を講じるとともに、適正な事業期間で効果的な施策を展開するための繰越要件の緩和、基金積立要件の弾力化、対象事業の拡大など、機動的な運用や手続の簡素化などを図ること。
- ウクライナ情勢をめぐり先行きが不透明な中ではエネルギーの確保が懸念されることから、エネルギーの安定供給に向けた抜本的な対策を検討すること。

- 賃金については、若年層の子育て世帯の所得を増やすためにも、引き続き賃上げ政策を促進すること。また、最低賃金については、令和5年度の全国加重平均額が1,000円を超えることとなったが、都市と地方の格差是正を図るため、更なる引上げに向けて取り組むこと。さらに、中小企業の生産性向上や適正な価格転嫁の定着化、大企業と中小企業間における取引の適正化に向けた対策を強化すること。
- 公共事業の補助単価や令和5年度の地方債における庁舎・公立病院の建築単価に関する地方財政措置等については、物価高に対応できるよう、実態に即した機動的な見直し等を早急に行うこと。
- 物流業や建設業における2024年問題に対して、ドライバー等の賃金水準向上、物流の効率化や商慣行の改善、建設業における生産性向上などの取組を推進すること。また、トラック運賃の値上げにより荷主である生産者・製造業者の費用負担が増加することで、特に国内の大消費地から距離的に遠い地方にあっては、競争力の低下による地域経済への打撃が懸念されることから、こうした地方における競争力の維持に向けた支援策を実施すること。

□ 新型コロナウイルス感染症対策

- 感染急拡大の恐れがある場合や新たな変異株の発生など今後の感染状況の変化に応じ、国と地方が協議・情報共有を行う場を設け、現場の実情に即した機動的な対応を図ること。
- 幅広い医療機関による外来対応や医療現場での入院調整、高齢者施設等が行う感染対策等に対する支援については、今後の患者発生動向や医療機関の受入体制等の状況を踏まえながら、引き続き、柔軟かつ適切に判断するとともに、令和6年度診療報酬改定に当たっては、診療・検査等における医療機関の負担や感染症対策に必要な経費を適切に評価した診療報酬に見直しを行うこと。
- 患者等に対する公費負担の取扱いについては、他の疾病における費用負担との公平性や抗ウイルス薬の薬価の状況等を考慮しつつ、受診控えや治療控えが生じることのないよう、今後も適切に対応すること。

- 令和5年秋開始接種に係るXBB対応ワクチンについて、必要な量を確保した上で、市町村の実情に沿って適切かつ速やかに供給すること。
- ワクチン接種体制確保事業については、引き続き、地方自治体の接種事業に支障が生じないように、個々の実情を踏まえながら、財政措置を含めた適切な支援策を講じること。
- 令和6年度以降のワクチン接種については、ワクチンの調達価格やワクチンの確保から流通等に係る具体的なスキームを早期に示すとともに、接種体制の構築等に必要な財源を確保すること。また、希望する接種対象者が季節性インフルエンザワクチンと同水準の負担で接種できるよう、国費による財政支援やワクチンの価格引下げなど、国として必要な対策を講じること。
- 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金について、必要額の全額を早急に交付決定し、交付すること。また、地域の実情に応じて、都道府県や市町村が独自に感染拡大防止や医療提供体制の確保等の対策を講じることができるよう、十分な財政措置を講じること。

□ 地方の安定的な財政運営に必要な地方交付税等の一般財源総額の確保・充実

- 令和6年度においても、一般財源総額について、物価高や全国的な賃上げを踏まえつつ、令和5年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保し、充実すること。
- 地方交付税の総額を確保・充実するとともに、個々の地方団体レベルでの一般財源の確保・充実にも留意し、財源保障機能と財源調整機能の維持・充実を図ること。
- 臨時財政対策債については、その廃止や地方交付税の法定率の引上げを含めた抜本的な改革等を行うべきであり、臨時財政対策債に頼らず、安定的に交付税総額の確保を図るとともに、引き続き発行額の縮減・抑制に努めること。

また、地方団体が安定的に必要な資金調達ができるよう、国の責任として、財政融資資金等を確保するとともに、その償還財源について確実に確

保すること。

- 地域経済にとっても重要である地方公務員給与の引き上げや地方自治法改正を踏まえた会計年度任用職員への勤勉手当の支給について、必要となる人件費を地方財政計画の歳出に適切に計上し、必要な一般財源を増額すること。
- 国庫補助金等については地域の実情を踏まえて自由度を高め、要件の緩和や手続の簡素化を図ること。

□ デジタル田園都市国家構想・地方創生の推進

- 「デジタル田園都市国家構想」を実現するにあたり、地方におけるデジタル基盤の整備やデジタル人材の育成・確保を強力に進め、地域間のデジタル格差是正に努めること。また、地方創生の実現に向け、「デジタル田園都市国家構想交付金」については、安定的に予算枠を確保・拡充するとともに、更なる制度の拡充やより弾力的で柔軟な取扱いを図ること。
- 地方創生の深化に向け切れ目ない取組を進めるため、「デジタル田園都市国家構想総合戦略」の改訂に当たっては、地方の意見を十分に反映しながら、「デジタル田園都市国家構想」を推進力として、デジタルの力も活用しつつ従来の地方創生の取組に対しても支援を継続すること。
- コロナ禍で生まれた地方回帰の潮流を一過性で終わらせることなく東京圏一極集中を是正するため、「デジタル田園都市国家構想総合戦略」で掲げた2027年度に地方と東京圏との転入・転出を均衡させるという目標の達成に向け、「移住・起業支援金制度」の周知・広報等の充実を図りつつ、国と地方が連携し、地方への移住を促進すること。
- 農山漁村地域に多様な関わりをもつ「関係人口」の拡大に向けた取組を支援し、田園回帰を一層促進するとともに、都市と農山漁村が共生する社会を実現すること。
- 都市から地方への新たな人の流れを大きなものにするため、テレワークやワーケーション、移住・就業だけでなく、副業・兼業も含めた多様な働き方を積極的に推進するとともに、結婚・出産・子育てしやすい環境の整

備に取り組むこと。

- 地方財政計画に計上されている「地方創生推進費」や「地域デジタル社会推進費」といった地方創生の取組に必要な経費を拡充・継続し、地方の安定的な財政運営に必要な地方一般財源を十分に確保すること。また、人口減少等特別対策事業の算定に係る「取組の成果」への段階的シフトについては、努力している条件不利地域や財政力の弱い団体において、地方創生の目的を達成するには長期にわたる取組が必要であることを考慮すること。
- 地方創生に不可欠な高規格道路のミッシングリンク解消、暫定2車線区間の4車線化等を行うための財源確保、リニア中央新幹線や整備新幹線の整備促進、新幹線の基本計画路線から整備計画路線への格上げなど、国土全体におけるシームレスな連結強化を図ること。
- 地域の実情に応じた生活交通の維持・確保、及び持続可能な地域公共交通の実現に向けた取組を着実に推進できるよう、地方に対し必要かつ十分な支援を行うこと。特に、国民にとって重要な社会インフラである鉄道については、全国的な鉄道ネットワークのあり方そのものについて、まずは国の責任において議論の上、方向性を示すこと。また、被災鉄道の早期復旧のため鉄道事業者を支援するとともに、災害を契機とした安易な存廃・再構築の議論が行われないよう鉄道事業者を指導すること。
- 文化芸術の社会的意義について国民的理解の醸成を図るとともに、世界文化遺産や日本遺産をはじめ地域における文化財の付加価値を高め保存と活用の好循環を創出する取組や、伝統芸能など地域文化の次世代の「担い手」「支え手」の育成、様々な文化資源をいかした「まちづくり」などの取組に対する支援を拡充すること。
- 国内外からの観光客の受入環境整備や観光産業の生産性向上・高付加価値化、観光資源の磨き上げなどに積極的に取り組めるよう、必要かつ十分な財源を確保すること。あわせて、特定の観光地におけるオーバーツーリズムなどに配慮し、持続可能な観光を推進すること。
- 国際観光旅客税については、その税収の一定割合を地方団体にとって自由度が高く創意工夫をいかにせる交付金等により地方に配分するよう検討す

ること。

- 地籍調査については、今後も「所有者不明土地」や「境界不明土地」の増加が加速するおそれがあることから、国において効率的な調査手法の積極的な導入を推進するとともに、地域からの要望を踏まえ、必要な予算を十分に確保すること。
- TPP11協定、日EU・EPA、日米貿易協定、日英EPA及びRCEP協定などに伴う、農林水産業等への影響を継続的に検証するとともに、「総合的なTPP等関連政策大綱」に基づき、体質強化や経営安定、輸出の拡大に向けて自由度の高い十分な予算を継続的に確保するなど、万全な対策を講じること。また、いかなる国際貿易交渉にあっても、重要品目をはじめ、農林水産物等に対する必要な国境措置を確保するとともに、農林漁業者等に対して交渉内容の丁寧な情報提供を行うこと。
- 「食料・農業・農村基本計画」に基づき、農業の成長産業化に向けた産業政策と多面的機能の維持・発揮などの地域政策を切り離すことなく、車の両輪として一体的に実施すること。また、基本計画に明記された「地域政策の総合化」を着実に推進するとともに、農業・農村の有する多面的機能の重要性について、国民各界各層に対して一層の理解醸成に向けた取組を推進すること。
- ウクライナ情勢の影響等により、食料の安定供給の確保が改めて重要な課題であると認識されたことから、食料・農業・農村基本法の見直しに当たっては、多様な担い手の確保・育成や農家の所得向上など、農業の持続的な発展と農村の振興を図り、強い農業の確立による食料自給率の向上を図ること。
- 「食料安全保障強化政策大綱」に基づく対策に必要な予算を十分に確保するなど、食料安全保障の強化に向け、万全な対策を講じること。
- 「食料・農業・農村政策の新たな展開方向」において、農地の確保と適正・有効利用については、農用地区域の変更に係る国の関与の強化や地域計画内の農地に係る転用規制強化等の仕組みを検討することが示されているが、真に守るべき農地を確保しつつ、地域の実情に応じた土地利用の実現が図られるよう、これまで進められてきた地方分権に逆行しない仕組み

とすること。

- 米の需給と価格の安定化に向け、国主導による消費喚起などの需要拡大対策を推進すること。また、「経営所得安定対策」等について、必要な予算を十分に措置すること。さらに、「水田活用の直接支払交付金」については、農業者が将来にわたり安心して転換作物の生産に取り組むことができるよう、恒久的な制度とするとともに、必要な予算を十分に措置すること。
- 改正農業経営基盤強化促進法により、目標地図を含む地域計画の策定などに伴う新たな事務や経費の増加が見込まれるため、地域の関係者に混乱が生じないように、引き続き、国の責任において丁寧な説明を通して周知を徹底し、役割分担を明確にするとともに、人的・財政的支援等の必要な措置を講じること。
- 新規就農者の育成・確保は、我が国農業を持続していく上で極めて重要であり、「新規就農者育成総合対策」について、十分な予算を確保するとともに、経営発展支援事業においては、引き続き地方財政措置を確実に講じること。また、データを活用した農業実践の推進など、農業DXを加速するため、引き続き必要な財政措置を講じること。
- 日本産水産物の輸入の全面停止措置等について、中国政府等に対し、科学的根拠に基づく正確な情報を示し粘り強く説明を行い、即時に撤廃するよう強く求めるとともに、政府間交渉の取組状況については、都道府県や市町村と情報を共有すること。
- 輸入の全面停止措置等により大きな影響を受ける、輸出に関わる事業者や、風評被害をこうむる関係者の事業継続に向け、損失の全てに対して、国が全責任をもって対応するとともに、輸出先の切替及び国内消費の拡大に向けた取組支援等、万全な措置を講じること。
- 技能実習制度及び特定技能制度の見直しに当たっては、「技能実習制度及び特定技能制度の在り方に関する有識者会議」による最終報告書も踏まえ、外国人材が特定の産業分野や大都市等の特定の地域に過度に集中することのないよう十分配慮すること。また、外国人材の人権侵害を防止する対策を講ずるとともに、家族も含めた生活支援や日本語教育の支援を更に充実すること。

- 孤独・孤立対策については、包括的に支援することが可能となるよう、相談窓口の整備、アウトリーチ型の支援、支援団体・個人に対する支援、ひとり親家庭における養育費の確保策等の充実を図るとともに、地域女性活躍推進交付金、地域自殺対策強化交付金など地域の実情に応じた取組を支援するための各種交付金の財源確保や対象拡大を図ること。

□ デジタル化の推進

- 地方団体の基幹業務システムの標準準拠システムへの移行について、デジタル基盤改革支援補助金に係る予算が大幅に拡充されたところであり、引き続き、補助上限額の見直し及び交付対象の拡大を図り、移行に係る経費について全額国庫補助により必要額を確実に措置するとともに、影響を受ける全てのシステムの改修等に対する経費についても財政的支援を確実に行うこと。
- 令和7年度を期限とする地方自治体の基幹業務システムの標準化とガバメントクラウドへの移行については、住民サービスの低下を招くことなく安全・確実に移行できるよう、地方自治体の推進体制や進捗状況及びベンダの対応状況等も踏まえ、適切な移行期限を設定するなど、柔軟に対応すること。
- ガバメントクラウドの利用料については、先行事例や既にクラウドで運用している地方自治体の実証分析等を行った上で、地方自治体の意見を丁寧に聴きながら協議を進めるとともに、国と地方自治体のネットワーク統合等により地方自治体の負担増とならないよう配慮すること。
- 5Gについては、全ての地域において、地域間の偏りなく、着実に基地局が整備される必要があり、十分な通信品質を確保した上で都市部に遅れることなく、基地局の整備を一気に進められるよう、携帯電話事業者に対する技術的支援・財政的支援などあらゆる手段を講じて、その整備促進を図ること。
- ローカル5Gについては、その活用による新たなサービスやビジネスモデルの開発、生産性向上等を目指す実証事業に対する支援策を拡充するとともに、これまでの開発実証の成果を踏まえ、より柔軟にローカル5Gの

エリア構築が可能となるよう、今後の普及促進に向けた取組を進めること。

- 光ファイバ等の整備については、過疎地域等の整備条件が厳しい地域における整備を着実に進めるため、支援制度の拡充に取り組むこと。
- 光ファイバ等の有線ブロードバンドのユニバーサルサービス制度の開始までの間においても、光ファイバの未整備地域の解消が滞ることなく進むよう、不採算地域における整備が行われた場合の維持管理費に係る支援制度を新たに設けること。公設の光ファイバ網等の高速情報通信施設の民間への移行が円滑に進むよう、支援制度の創設を含め、取組の強化を図ること。
- 4G等の無線ブロードバンドサービスについては、山間部の道路や耕作地などの不採算地域で整備が進んでいない地域があることから、無線ブロードバンドサービスの維持管理費についても、有線ブロードバンドサービスと同等の支援制度を創設するとともに、整備の促進に向け支援制度の拡充に取り組むこと。
- マイナンバー制度の安全・安定的な運用に向けて、国において、国民の制度への理解促進に向けた取組の強化等により、安心してサービスを利用できる環境を構築すること。特に、この度のマイナンバーと各種制度との紐付け誤りとそれに伴う総点検の実施を踏まえ、速やかな再発防止対策の構築と信頼回復に向けた取組を進めること。
 - マイナンバーの利用範囲について、セキュリティ確保や個人情報保護との両立を図りつつ、更なる住民サービスの提供や民間サービス等との連携が進むよう、その拡大を図ること。
 - また、マイナンバーカードの電子証明書の更新手続について、手続可能な場所の拡充及びオンラインによる更新の実現を図ること。
 - さらに、カードの利便性向上に向けて、各種免許証等との一体化などの取組について、確実な実現を図ること。
- 地方においてはデジタル人材の不足が喫緊の課題であることから、国において、人材不足の解消と都市部からの人材還流促進の取組を速やかに実施し、全国各地におけるデジタル人材の育成・確保を着実に進めること。
- 誰一人取り残されないデジタル社会の実現に向け、国において、全ての

人が身近な場所で、デジタル技術の活用に関する相談や学習を行える体制・環境の整備を引き続き行うとともに、多様な情報の中から必要な情報を選別し、主体的に利用できるICTリテラシーの向上を支援すること。

また、デジタルに不慣れな方をサポートする「デジタル推進委員」の取組については、地方自治体と連携して、地方で活躍できる仕組みを構築するなど、効果的な取組になるよう、デジタル活用の促進を図ること。

- 国においては、クラウド・バイ・デフォルト原則を目標に掲げ、クラウドサービスの導入が進められ、これに伴い地方自治体においてもクラウド化を推進する必要があることから、国において、その前提となるセキュリティ対策を行うとともに、国での導入事例の紹介や技術的な助言等を通じて、地方自治体の取組を支援すること。
- デジタル・ガバメントの構築に向けては、行政手続のオンライン化の拡充による住民サービスの利便性の向上や、クラウド化・テレワーク等の推進による業務の効率化のため、庁内ネットワークにおける高度なセキュリティ対策が必要となることから、「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」に基づき、今後、地方自治体が実施するセキュリティ対策の強化に対して、技術的・財政的支援を行うこと。
- 地方自治体の情報システムについて、標準化に伴う運営経費等の減少額を地方行政のデジタル化や住民サービスの維持・向上のための経費に振り替えるなど、地方財政計画において適切な措置を講じること。
- デジタル行財政改革については、速やかに改革の全体像を示すとともに、国と地方が一体となって取組が進められるよう、地方の意見を十分に反映させること。

□ 脱炭素社会の実現に向けた取組

- 地域の脱炭素化に当たっては、まず国がイニシアティブを発揮し、関係主体の取組を促進すること。また、関係主体が相互に補完し、相乗効果をより一層高められるよう、関係主体の取組や意見を十分に尊重しながら、地域の実施体制を積極的に支援すること。
- 国と地方の役割を踏まえた一体的な施策を推進するため、国と地方との

恒常的な協議の場を設けること。

- 地域脱炭素移行・再エネ推進交付金及び特定地域脱炭素移行加速化交付金について、予算規模や交付対象、事業期間等を大胆に拡充するとともに、地域の実情に合わせた柔軟な活用ができる制度となるよう、より一層の運用改善を行うこと。また、国庫補助事業の地方負担分や地方単独事業に対しても、十分な地方財政措置を確実に講じること。
- 公共施設等の脱炭素化の取組を計画的に実施できるよう、令和5年度に創設された脱炭素化推進事業債による支援を継続・強化すること。
- 洋上風力発電をはじめとする再生可能エネルギーの主力電源化に向け、導入を強力に促進するとともに、地域間融通できる送電網の強化や大型蓄電池の開発促進を着実に図ること。また、発電設備の導入、管理、廃棄が適正に実施されるよう、地方自治体の意見を十分に反映し、制度の充実・改善を図ること。その際、地方自治体に過度な負担が生じないように配慮すること。
- 新築住宅について、再生可能エネルギーの導入を要件としたネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ZEH）の導入が促進されるよう、十分な支援策を講じること。特に、低日射・多雪等の地域的制約に対応した技術開発をはじめ、地域の中小工務店等の施工技術向上や人材育成、財政支援など必要な支援を行うこと。
- 既存住宅について、高断熱性能の確保、住宅屋根への太陽光発電設備や蓄電池の設置に向けて各地方自治体も積極的に取り組める必要な支援策を講じること。
- 建築物のネット・ゼロ・エネルギー・ビル（ZEB）化を促進するため、国費による十分な財政措置を行うなど、必要な支援策を講じること。
- 将来の人口構造等を見据えたエネルギーの自立分散化、グリーンインフラの整備、スマートムーブ（カーシェアリング、EV、FCV、公共交通、自転車活用）の推進など、国民の利便性だけでなくエネルギーの効率化、ひいては防災・減災にもつながるインフラ整備を推進すること。

- 一般廃棄物処理施設の更新需要の集中が想定される中、老朽化した廃棄物処理施設の更新は、廃棄物の適正な処理の確保はもとより、更なるエネルギー回収効率の向上や再資源化技術の高度化などにより脱炭素化にも資するため、計画的な施設整備に必要となる循環型社会形成推進交付金等については、所要の財源を確保すること。

□ 防災・減災対策の推進と強靱な国土づくり

- 東日本大震災からの復旧・復興事業が遅滞せずに着実に実施できるよう、復旧・復興が完了するまでの間、国の責任において所要の財源を十分に確保し、万全の財政措置を講じること。また、ALPS処理水に係る風評をはじめ、いまだ根強く残る風評被害の解決に向け、国内外への正確かつ効果的な情報発信等の対策を引き続き強力で推進すること。
- 我が国では、その自然条件等から数多くの災害に見舞われており、近年も梅雨前線や台風、これらに伴う線状降水帯による豪雨によって甚大な被害が発生している状況であり、自然災害には万全の防災体制で備えること。また、被災地の復旧・復興対策等に係る国庫補助金や特別交付税をはじめとした地方財政措置による十分な財政支援を講じるとともに、補正予算を含めた機動的な対応を図ること。
- 改正された宅地造成及び特定盛土等規制法に基づき、区域指定のための基礎調査が必要となるが、調査の実施や指定に係る地元市町村との調整など、地方自治体の果たす役割が大きく、事務負担や経費の増加が見込まれることから、負担軽減に向けた制度設計を検討するとともに、必要となる予算措置及び技術的支援、隣接都道府県間の調整等について、国の責任において確実に行うこと。
- 令和元年房総半島台風がもたらした大規模停電の教訓をいかし、台風に伴う停電回避に向けた万全の体制を整備すること。特に、停電発生時には、被害状況及び復旧の見通しを迅速かつ的確に情報発信を行うとともに、早期の復旧に向けた体制が確保されるようにすること。
- 近年、大規模な災害により、住民生活の安全・安心が脅かされる事態が生じていることから、道路、河川、砂防、上下水道等の社会資本整備を集中的に推進するため、防災・安全交付金、社会資本整備総合交付金等を確

保し、適切に配分すること。

- 「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」をはじめ、国土強靱化の計画的な取組に必要な予算・財源については、これまでのペースを緩めることなく、例年以上の規模で確保すること。また、改正国土強靱化基本法を踏まえ、5か年加速化対策完了後においても、切れ目なく国土強靱化の取組を進めるため、国土強靱化実施中期計画を早期に策定し、必要な予算・財源を通常予算に加えて別枠で確保すること。
- 公共施設等の老朽化対策をはじめ適正管理を推進する「公共施設等適正管理推進事業債」について、地方の実情を踏まえ、より弾力的で柔軟な運用や拡充等を行うとともに引き続き、十分な財源を確保すること。
- 大規模災害がもたらす被害の軽減や復旧・復興期間の短縮を目指し、ハード・ソフトの両面で事前の予防対策から復旧・復興までを見据えた自由度の高い施設整備交付金の創設等、地方において主体的、計画的に事前復興に取り組むことができる新しい財政支援制度等を創設すること。
- 近年の豪雨災害を踏まえ、「流域治水」の考え方にに基づき、水害・土砂災害対策の強化に向け、堤防整備、ダム建設・再生、砂防施設整備等への財政支援の拡充を図ること。また、適時的確な避難指示等の発令に資する危機管理型水位計や河川監視カメラの増設、新たな技術を活用した防災情報の高度化、災害リスクの高い土地の利用規制や安全な土地への移転誘導などハード・ソフト両面の充実強化を図るため、大幅な予算の拡充など必要な措置を講じること。
- 地方が整備する光ファイバが風水害などにより被害を受けた場合の災害復旧事業については、デジタル社会を支える情報通信基盤の重要性に鑑み、道路等の公共インフラと同様の復旧に係る財政支援措置を講じること。
- 巨大地震等に備え、医療機関の耐震化や高台移転、資機材の整備、救護活動に当たることができる人材の育成・確保など、医療救護体制の充実を図る取組に対する財政的支援を一層充実・強化すること。
- 被災者生活再建支援制度について、支給額増額、適用条件の緩和や国負担の強化など、更なる充実を検討すること。

- 豚熱について、より適切なワクチンの接種方法を引き続き検討するとともに、農場の飼養衛生管理向上や発生農家の再生に向けた支援策の充実を図ること。また、野生イノシシ対策については、捕獲や経口ワクチン散布、豚熱の検査に必要な予算を確保すること。さらに、部分的殺処分に係る研究・検証や発生時における財政支援の拡充などを行うこと。
- アフリカ豚熱の水際対策を一層強化するとともに、国自ら早期の封じ込めを図るための初動方針の策定や必要資材の備蓄など、まん延防止に向けた体制を構築すること。
- 高病原性鳥インフルエンザの発生予防及びまん延防止に係る支援制度の拡充や、施設整備等に対する継続的な財政支援を行うこと。特に、大規模農場での発生は、地域経済や消費生活への影響が大きいことから、農場の分割管理の促進を国として積極的に取り組むなど、万全な対策を講じること。

□ 持続可能な社会保障の基盤づくり

- 働き方が多様化していく中で誰もが安心できる勤労者皆保険を実現するため、厚生年金の適用範囲の拡大に向けた更なる検討を進めること。
- 国民健康保険制度については、平成27年1月13日社会保障制度改革推進本部決定により確約した財政支援について、引き続き国の責任において確実にを行うとともに、新制度の運用状況を踏まえながら、持続可能な社会保障制度の確立を図るため、更なる公費拡充の検討も含め、引き続き地方と協議し、必要な見直しを行うこと。
- 国民健康保険制度の普通調整交付金が担う地方団体間の所得調整機能は極めて重要であることから、配分方法等の見直しは容認できるものではない。国民健康保険制度における保険者へのインセンティブ機能を担うものとしては、「保険者努力支援制度」を有効に活用することとし、その評価の在り方など制度の運用については地方と十分に協議を行うこと。
- 高額医療費負担金について、保険料（税）の引上げにつながる制度見直しは行わないこと。

- 生活保護受給者の国保等への加入について、中長期的な課題として検討を深めるべきとの議論があるが、国の財政負担を地方自治体や国民に付け替えるものであり、国保制度等の破綻を招くおそれがあることから、国においては、日本国憲法第25条に定める責任を果たすこと。
- 「保険者機能強化推進交付金」及び「介護保険保険者努力支援交付金」については、地域の実情を反映した評価方法とするとともに、評価指標の判断基準を明確にすること。また、制度の運用については事前に地方と十分に協議を行い、意見を制度に反映させること。さらに、都市部と地方部、地方団体の規模等によって地域資源や体制など、取組の前提条件が異なることにより不公平が生じることのないよう、人口規模を加えた区分別の評価に見直すこと。なお、市町村等の得点獲得状況が一般公表されているが、各保険者の取組に表層的な優劣をつけることにより保険者の制度運営に支障を来さないよう、最大限配慮すること。
- 看護、介護、保育など現場で働く方々の収入の引上げについては、各分野における人材確保に資することから、現場で働く方々の確実な収入の引上げにつながるよう、適切に制度設計すること。また、地方自治体に過重な負担が発生することのないよう、国において、十分な財源の確保も含め、引き続き必要な措置を講じること。
- 介護職員に係る処遇改善加算取得を更に推進するなど、人材確保につなげること。その際には、保険料や地方負担に及ぼす影響について十分配慮すること。
- 介護予防・日常生活支援総合事業について、地方自治体が地域の実情に応じ必要な事業を円滑に実施できるよう、地方自治体の意見を十分踏まえ、必要な措置を講じること。特に、上限額の設定については、地方自治体が必要とする事業を円滑に実施できるよう、適切な見直しを行うこと。
- 新型コロナウイルス感染症への対応において、公立・公的医療機関が担う役割の重要性が再認識されたことを踏まえ、地域医療構想については地方とも丁寧な協議を行い、再編統合を前提とせず、地域の実情に即した柔軟な取扱いをすること。また、新興感染症等の流行を見据え、「地域医療確保に関する国と地方の協議の場」等において、医師偏在対策、医療従事者

の働き方改革とも併せ、公立・公的医療機関のあるべき姿など、地方と抜本的な議論を行い、地方の意見を施策に反映すること。

- 地域医療介護総合確保基金の配分に当たっては、地域医療構想の実現及び地域包括ケアシステムの構築のためにも、地方団体の意向を十分に踏まえるとともに、地域の実情に応じて柔軟に活用できる制度とし、将来にわたり十分な財源を確保すること。
- 医師・看護師等の不足や地域間・診療科目等の医師偏在の実態を踏まえ、地域に必要な医師・看護師等を確保するため、医学部入学定員の地域枠増員など更なる施策及び財政措置を講じること。また、地域における医師偏在を解消するため、医師の働き方改革などの影響により必要な医療体制に支障を来すことのないよう十分に配慮するとともに、地域医療研修の期間延長や一定期間の地域医療従事の義務付けなど、医師少数地域に医師が派遣されるよう実効ある対策を講じること。なお、新専門医制度について、医師偏在の助長等、地域医療に影響を及ぼすことのないよう、地方の意見を踏まえ、国として適切に対応すること。
- 中山間地域や離島等のへき地における医療を確保するため、へき地診療所・へき地医療拠点病院の整備の促進・安定的な運営の確保やICTを活用した遠隔診療等、地域の実情に応じたへき地保健医療対策に必要な経費を支援すること。
- 医療扶助をはじめとする生活保護制度の更なる適正化を推進するため、地方の意見を十分踏まえ、国の責任において必要な措置を講じること。また、生活困窮者自立支援制度の見直しの検討に当たっては、地方自治体のこれまでの取組状況や意見を十分に踏まえること。特に、各種事業の実施促進を検討する際は、義務化を前提とするのではなく、未実施自治体の実施可能となるよう、支援策を優先して講じるとともに、既に実施している地方自治体においても、継続的な実施が可能となるよう、財政措置の拡充等必要な措置を講じること。

□ 次世代を担う「人への投資」

- 子ども・子育て支援新制度の「量的拡充」と「質の向上」の実現に向けた安定財源の確保とともに、「新子育て安心プラン」に基づく待機児童解

消のための支援を充実すること。

- 子ども・子育て支援新制度については、施行後5年の見直し内容や見直しに際しヒアリングを行った地方意見について、継続的に検証し、施策へ反映すること。また、国の財政支援の拡充を図るとともに、処遇改善等加算に係る手続の簡素化を図り、市町村及び事業者の事務負担の軽減を図ること。
- 現在の教育現場は、特別な配慮を必要とする児童生徒の増加、新学習指導要領の円滑な実施や教職員の働き方改革など、様々な課題が山積している状況にあることから、国においては、これらの課題に対処できるよう、教職員定数を長期的な視点から安定的に確保すること。
- 地方の実情を勘案することなく、国の財政健全化のために教育費の削減を図ることは、義務教育に対する国の責任放棄であり、単に国の財政負担を地方に転嫁することになりかねず、また、強制的な学校の統廃合につながり、地域コミュニティの衰退を招くおそれもあることから、決して行わないこと。
- 今後、35人学級を計画的に進めていくに当たっては、地域の実情に応じた円滑な移行が図られるよう、公立小学校施設等の整備、教職員の確保・質の向上、加配定数の維持等について、地方の意見を十分に聞き、施策に反映すること。また、必要かつ十分な財政措置を講じるとともに、特に、公立小学校施設等の整備については、地方がその実情に応じて柔軟な対応ができるよう、十分配慮すること。
- 公立小中学校施設等について、新增築・老朽化対策等の事業を計画的に実施できるよう、当初予算において必要額を確保するとともに、対象事業の拡大や補助率の引上げ及び補助単価の実態に即した改善等の財政措置の拡充を図ること。特に、空調設備の設置及び維持・管理、トイレ改修、給食施設整備等については、学習環境の早急な改善が図られるよう、引き続き十分な財政措置を講じること。
- 国策として推進するGIGAスクール構想で整備された端末等の整備・更新については、国、都道府県及び市町村の役割を整理した上で、事業スキームや事務処理方法、具体的なスケジュールを速やかに示し、地方自治

体に混乱が生じないように丁寧に説明すること。なお、ICTを活用した教育における地域格差を生じさせないように、国の責任において、引き続き、国費による恒久的な財政支援を講じること。加えて、高等学校段階における端末の整備・更新や、学習基盤となるプラットフォームなどの整備についても、地方自治体が見通しを持てる安定的なスキームを全額国費により構築すること。

- 学校給食法の制定後、半世紀以上が経過し、少子化の進展等の社会情勢が変化中、長期的な視点で、切れ目なく学校給食費等の保護者負担の軽減を図る必要があるため、国全体として学校給食費等の負担の在り方を抜本的に整理した上で、国の責任で財源を含め具体的な施策を示すこと。
- 高等専修学校が安定的な教育活動を行えるよう、その運営に必要な経費に対して、国の責任において補助制度の創設や、特別交付税など地方財政措置の創設など、十分な財政支援措置を講ずること。
- 部活動の地域連携・地域移行については、国の責任において、経費負担の在り方や受け皿の確保などの課題に対する明確な方針と財政負担のスキームを示すこと。また、スポーツ団体、文化芸術団体等との連携や指導者の確保等、課題は千差万別であることから、移行期間も含め、地域の実情に配慮し、地方自治体間における地域格差が生じないように十分かつ継続的な財政支援を行うこと。
- 「新たな児童虐待防止対策体制総合強化プラン」及び改正児童福祉法等に基づく児童相談所及び市町村の体制整備に対して必要かつ十分な財政措置を講じるとともに、専門的人材の育成・確保への支援の充実を図ること。
- こどもの貧困対策と自立支援を総合的に推進するため、今後策定される「こども大綱」においても、「子供の貧困対策に関する大綱」で示されている教育の支援、生活の支援、保護者に対する就労の支援、経済的支援等について、地方と一体となって必要な支援を加速・充実すること。あわせて、生活に困窮する世帯への生活福祉資金の特例貸付について、償還免除の要件緩和や償還猶予制度の弾力的な運用を図るなど、生活が困難な子育て世帯に対する生活の立て直しに向けた支援の更なる拡充を図ること。
- 貧困の世代間連鎖を断ち切るため、母子父子寡婦福祉資金の貸付限度額

の引上げなどのひとり親家庭への支援策の拡充、児童養護施設等の小規模・地域分散化等に要する施設整備等への財政支援の拡充等による社会的養育の充実、「母子家庭等対策総合支援事業費補助金」による地方の実情に応じた取組への継続的支援などを図ること。

- ヤングケアラーの社会的認知度の向上と支援を進めていくため、法令上にヤングケアラーの定義などを明確化し、国や都道府県、市町村の役割分担を明らかにすること。また、国において、福祉、介護、医療、教育、労働など横断的な支援体制の構築や、ヤングケアラーや周囲の人が相談しやすい環境づくりを行うとともに、支援者の育成・確保を進め、地方自治体が地域の実情に応じた取組ができるよう財政措置を講じること。

□ 地方分権改革の着実な推進

- 地方への事務・権限の更なる移譲、自治立法権の拡充・強化、地方税財源の充実などの制度的な課題の検討を行い、地方分権改革の推進を図ること。
- 地方自治体ごとに規模や地域の実情が異なることに配慮し、義務付け・枠付けを避け、地方の裁量を十分確保すること。なお、地方分権改革推進委員会の第3次勧告において示された「義務付け・枠付けに関する立法の原則」の法制化や「チェックのための仕組み」の確立を図ること。
- 過剰・過密な法令等や、補助金等を通じた実質的な義務付け・枠付けを見直すこと。なお、それらを見直す際に財政措置を弱めないこと。
- 「効率的・効果的な計画行政に向けたナビゲーション・ガイド」の実効性ある運用を含め、計画策定による地方の負担を軽減すること。また、地方自治体に計画等の策定を求める法令等は、議員立法も含め、原則として設けないこととし、法令上の措置については、事前のチェックを行うこと。
- 国の過剰な関与や規制のうち、地方側の課題意識が強い分野については制度的な課題として捉え、「効率的・効果的な計画行政に向けたナビゲーション・ガイド」の策定を参考に抜本的な見直しを行うこと。

- 「提案募集方式」では、特段の支障がない限り提案の実現を図ること。実現に当たっては、単に運用改善にとどまらず、事務・権限の移譲や、義務付け・枠付けなどの根本的な見直しを進めること。
- 施策立案の段階から国と地方が実質的に協議を行う仕組みを深化させること。また、「国と地方の協議の場」については、十分な議論ができる時間を確保するなど、更なる充実を図ること。
- 「事前情報提供制度」については、情報提供の時期等について適切な対応を行い、施策の立案段階で地方の意見が反映される仕組みを確保すること。
- 地方が地域の実情を踏まえて事業を推進できる社会資本整備総合交付金等の一括交付金の総額を確保するとともに、個別補助金の対象は地域ごとに偏在性があるものや年度間で大きな変動のあるものに限ること。
- 地方自治体への調査・照会については、緊急性や必要性に乏しいものや重複しているものがあるため、簡略化や廃止・統合を含めた見直しを行うこと。
- 第33次地方制度調査会において議論された、個別法に規定がない場合における国の地方公共団体に対する指示権の創設については、地方自治の趣旨を踏まえ、国による指示権行使は必要最小限とすること。あわせて、権限行使の際には地方と協議の上、地方の意見を十分反映させること。

□ 多様な人材が地方議会に参画するための環境整備の推進

- 議会に対する関心を高め、理解を深める主権者教育を一層推進すること。推進に当たっては、「議会が地方公共団体の重要な意思決定を行う」など地方議会の役割等が明確化された今回の地方自治法改正を反映したものとすること。
- いわゆる出前講座や模擬議会など、議会自らが主体的に行う主権者教育の取組に対する支援を講じること。

- デジタル技術の活用等により、多くの住民の声を反映した活力ある地方議会にするため、議会におけるデジタル人材の確保や、議会のデジタル化に関する支援を講じること。
- 地方議会議員のなり手不足を解消するため、立候補に伴う企業等による休暇を保障し、不利益な取扱いを禁止するための必要な法改正を行うなど、会社員等多様な人材が立候補しやすい環境の整備を行うこと。
- 「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」に基づき地方公共団体が実施する議員活動と出産・育児の両立支援のための体制整備、ハラスメント防止に係る研修実施や相談体制の整備などの取組に対する支援を講じること。

【出典】全国市議会議長会「令和6年度予算編成及び地方財政対策について」
<https://www.si-gichokai.jp/request/request-6dantai/index.html>

令和6年度地方財政対策についての共同声明

本日、令和6年度予算案が閣議決定され、地方財政対策が決定した。

引き続き物価高への対応や少子化が深刻化する中、社会保障関係費の増加はもとより、人件費の大幅増、こども・子育て政策の強化やデジタル化・脱炭素化・地方創生の推進、防災・減災対策等に係る歳出増を踏まえ、「地方の一般財源総額」について、定額減税による減収懸念を払拭し、水準超経費を除く交付団体ベースで前年度を0.6兆円上回る62.7兆円を確保している。また、地方交付税総額については、前年度を0.3兆円上回る18.7兆円を確保し、かつ、臨時財政対策債の発行額を過去最低の0.5兆円にまで抑制し、残高も大きく縮減し、地方財政の健全化も図られている。これらを高く評価するとともに、政府・与党関係者の格別の御高配に深く感謝申し上げる。

なお、地方財政における巨額の財源不足及び借入金残高に対しては、令和5年度補正予算における地方交付税の増額により特例的に臨時財政対策債の償還財源が措置されたところであるが、地方交付税の法定率の引上げなど、本来の姿に立ち戻り対処すべきであり、今後とも特例措置に依存しない持続可能な制度の確立を目指していただきたい。

特に、こども・子育て政策については、「こども・子育て支援加速化プラン」の地方負担0.2兆円に加え、地方の実情に応じて実施する地方単独事業（ソフト）0.1兆円の新規計上及び「こども・子育て支援事業債（仮称）」の創設など地方財源を確保いただき、また、地方公務員の給与改定0.3兆円及び会計年度任用職員の勤勉手当支給0.2兆円の増額計上、物価高への対応として自治体施設の光熱費・施設管理の委託料の増加を踏まえた700億円の計上などが盛り込まれており、地方の声を受け止めていただいたものと高く評価し、深く感謝申し上げます。

我々は、国と一体となって、現下の課題である物価高を乗り越え、地域経済の活性化に取り組むとともに、喫緊の最重要課題であるこども・子育て政策の強化や、地方創生の加速化・深化に向けた「デジタル田園都市国家構想」の推進に全力で邁進していく所存である。政府におかれては、依然として地方財政は厳しい見通しであることから、今後とも地方税財源の確保・充実を図られるよう強く求める。

令和5年12月22日

地方六団体

全国知事会会長	村井 嘉浩
全国都道府県議会議長会会長	山本 徹
全国市長会会長	立谷 秀清
全国市議会議長会会長	坊 恭寿
全国町村会会長	吉田 隆行
全国町村議会議長会会長	渡部 孝樹

【出典】
 全国市議会議長会
 「令和6年度地方財政対策についての共同声明」
https://www.si-gichokai.jp/news/info/r05/1206502_3125.html